

午前10時30分開会

○嶋崎委員長 おはようございます。ただいまより企画総務委員会を始めさせていただきます。着座にて進めさせていただきます。

冒頭、傍聴者の方に申し上げますけれども、当委員会では、撮影、録音、パソコン使用は認められておりませんので、よろしくご協力をお願いしたいと存じます。

欠席届が出ております。環境政策課の笛木課長、家族看護のため、財産管理担当、小林課長が病氣療養のため、人事課、神河課長が公務出張のため。それぞれ欠席でございます。

本日の日程及び資料をお配りしてございます。陳情審査が3件、環境まちづくり部の報告が3件、政策経営部の報告が1件です。このとおり進めさせていただいてもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 ありがとうございます。

それでは、まず初めに、日程、陳情審査に入ります。委員会に新たに送付された陳情が3件ございます。お手元に陳情書をお配りしてございますので、ご確認を頂きたいと存じます。陳情書の朗読は省略をいたします。このうち、送付4-10、街路樹の更新を含む神田警察通り整備工事の早期実施についての陳情と、送付4-14、神田警察通りⅡ期工事の設計変更を求める陳情、このいずれも神田警察通りⅡ期工事に関する陳情ですので、一括して審査をしたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それで、4-14の陳情に関しましては、本日追加署名の44名の提出があることもご報告をいたします。

それでは、本陳情について、執行機関から情報提供がありますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 2本の陳情につきまして、環境まちづくり部より状況の報告をいたしますが、神田警察通りⅡ期工事に関しましては、現在係争中であること、それから工事の進め方について検討中であることから、詳細についてご説明できない部分がございますことをご理解賜りたいと存じます。

まず、街路樹の更新を含む神田警察通り整備工事の早期実施についての陳情についてですが、街路樹の保存だけでなく、道路や地域が抱える課題解決のために、街路樹の更新を含めた道路整備を早期に実現してほしい。特にⅡ期工事の遅延で美土代町より東がさらに遅れることのないよう求める陳情でございますが、同趣旨の要望を区長宛てにも頂いております。先日の本会議のご質問におきましても同様のご指摘を頂いているところでございます。

Ⅱ期工事を再開したところですが、街路樹の保存を求め反対をされる神田警察通りの街路樹を守る会さんらが現場の工事区域内におられることで、安全な作業ができない状況が続いております。工事の進捗が妨げられる中で、街路樹に直接関わらない工事、具体的に試掘工事などについて、先々週から一部行ったところですが、しかしながら、次の段階に向け、街路樹に直接影響のない道路線形の部分についての工事に入ろうとしたところ、ご理解が得られず、また妨げられ、工事を進めることができない状況となっております。

続きまして、神田警察通りⅡ期工事の設計変更を求める陳情についてですが、道路の整備は街路樹が主に有する景観・環境機能以外に、安全性、交通の円滑性、インフラの収容

など、道路の多様な機能について総合的な議論が必要です。また、工事の影響や周辺の開発との調整などについても検討しなければなりません。こうしたことから、神田警察通りでは、地域の事情に通じる町会、商店会等の方々を主に構成する協議会方式で、道路整備の方向性の検討を進めてまいりました。検討の中で、当初、歩道部分を大幅に広げ、街路樹等を含む歩行空間4メートル、自転車走行空間2メートルという、そういう将来像を目指して検討が進められてきたところ、駐車帯など道路整備の制約条件が変化し、大きく余裕ある幅員の確保が困難な状況となりました。加えて、イチョウなどの落ち葉や大木化する街路樹の課題も指摘されてきたところです。歩道内における幅員については、神田警察通りのⅡ期区間が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、国土交通大臣が指定する特定道路であることから、同法に基づき、区条例、規則で定める歩道の有効幅員2メートルを最低限確保する必要があると認識しておりまして、現時点で設計変更する考えはございません。

なお、Ⅱ期工事区間に限っては、街区特性、道路に接する敷地、建物利用の状況から、駐車帯と植樹帯を設置しないことでイチョウを残した道路整備ができました。しかし、Ⅱ期以降の区域においては、Ⅰ期と街区や敷地、建物利用の状況が異なることから、駐車帯の全廃はできず、数を減少するとともに、植樹帯を確保した整備とすることとなりました。そのため、有効幅員の確保に当たり、現状の街路樹が支障となること、大木化するし落葉するイチョウの課題等も併せて街路樹を更新することとしたものでございます。

報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。執行機関のほうから情報提供を頂きました。何かご確認をしたい事項がございますれば、質疑を受けます。

○岩田委員 今のご説明で、国土交通省の言う特定道路に指定されていて、というようなくだりの部分がありましたけども、その2メートルのところ、そこに区の、何というんですかね、つまり法律で定められているものプラス、区の何かしらの判断の余裕の部分というのは何かあったんでしょうか。つまり、それは法律で絶対に2メートルじゃなきゃいけないのか。それとも、ある程度区の判断が入って2メートル欲しいなということなのか。ちょっと、すみません、お願いします。

○須貝基盤整備計画担当課長 法律の中では経過措置というものを置いてございます。ただ、千代田区の中では経過措置の規定を定めておりません。

○岩田委員 すみません。ちょっと聞き方を変えます。そうではなく、絶対に2メートルを確保しなければいけないのか。それとも、区がある程度そこを決められるような何か部分があるのか。つまり、法律とは別にちょっと余裕があるというか。そういうのはあるのかどうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 幅員が確保できない場合というのは、道路の構造上やむを得ない場合、そういう場合がある場合は、経過措置を置いて整備をしていくと、そういうものがございます。ただ、それが千代田区の場合はその経過措置はございませんということです。

○岩田委員 ああ。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 ただいまの経過措置について、岩田委員の問いに答えていただけていないと

思うんですけれども、国もそうですけれども、東京都もそうですし、新宿区も中央区も、恐らく聞けば聞くほど、ほとんどの判断としては経過措置というのが定められているけれども、千代田区があえて定めなかったのか、定めることを忘れてしまったのか。そこは、意思、岩田委員はどういう区の考え、判断でそうしているんですかということを知りたいので、そこははっきり答弁していただきたいと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 これにつきましては、本会議でもご答弁申し上げたとおり、省令で定める基準を参酌して定めており、他区でも参酌の仕方はそれぞれ異なっております。経過措置の規定があったとしても、道路の附属物である街路樹の存在が「やむを得ない場合」には該当しないものと認識してございます。

○小枝委員 私、ほかの区に伺って見たんですけれども、ほかの区では規則で経過措置を置いているわけなんですけれども、限られた道路空間の中で、高木やその緑陰は必要であると。で、街路樹というものをなくすわけにはいかないの、車椅子の空間もそうして確保しつつ、ガイドラインの「やむを得ない場合」を参酌して規則を経過措置を定めているということなんです。ですから、千代田区の考え方の整理をどうしているのか。考える、規則で定めればできたわけですよ。そこをちょっと明快に教えてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 繰り返しのご答弁になるかと思いますが、そのやむを得ない場合というのが、道路附属物である街路樹の存在がやむを得ないということは、千代田区では考えてございません。

○小枝委員 何か千代田区ではということですので、隣区では皆さんそういうふうにお考えだけでも、千代田区の意味として、経過措置を設けず、規則を変えようとしなかったと、そういう判断でよろしいですね。

○須貝基盤整備計画担当課長 申し訳ありません。私の言葉の使い方が、千代田区ではということではなくて、ほかの自治体も同じような考えであるというふうに認識してございます。

○小枝委員 大丈夫ですか、それ。ほかの区が、調査結果が出てくると、また答弁に偽りありということになってしまいますから、そこは丁寧に。もしかしたら23区全部調べれば、須貝課長と同じ考えの区があるかもしれない。けれども、少なくとも私が伺った区は、街路樹は高木、緑陰、必要なものと。そして車椅子の空間確保も必要である。だから、1.5まで縮小できるという国のガイドラインに基づく緩和措置を適用しているというふうにおっしゃいましたよ。

○嶋崎委員長 担当部長。

○印出井環境まちづくり部長 まず1点、先ほどの岩田委員のご質問の関係もございまして、その辺りから少しご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず一つは、国土交通大臣が指定する特定道路、移動等円滑化法に基づく特定道路であるということでございます。そこにおける歩道の幅員というのは、円滑化法に基づいて区が条例で定めると。千代田区においては条例に基づいて規則で定めているというところでございます。

遡って、法の中では、新築または改築するときにはこの基準に適合するようにしなければならないという適合義務があるというところなんです。区の規則で決めている適合義務は、有効幅員2メートルと。これは道路構造令等を引用する形ではなくて、区では明確に2メ

ートルという形で規則で決めています。ここにも区が規則で決める意思があるというような認識をしております。

そして、円滑化法に基づく基準の中で、ご指摘のとおり附則の3条の中で、経過措置ということの規定しております。これは、法に基づく基準は基本的には国道で適用しつつ、それを参酌して、他の道路管理者、都道府県や市町村が条例で定めると。で、そのまま参酌すれば、おっしゃるとおり経過措置を定めるというところでございますけれども、千代田区においては、その部分は移動等円滑法の指定の段階で、そういった状況も念頭に置きながら、附則に基づく経過措置を定めていなかったというところなんです。定めていない自治体もあると。全体の中でパーセンテージということ言うと、例えば東京都についても定めていますので、多い、少ないの問題はあるかと思うんですけども、千代田区としては定めていないというところが実態でございます。

そして、仮に経過措置をもし適用すると、ほかの自治体の例や国道の例ということについてもご説明を差し上げますと、要は経過措置ですから、将来的には法整備を念頭に置いているわけでございます。例えばよく事例で出てくるのが、高速道路の橋脚等。高速道路の橋脚については、将来的に撤去するという事はなかなか難しいわけですが、例えば道路の反対側の敷地を拡幅することによって道路線形を変えるということが、将来その反対側の敷地の建物の更新の際に可能であるということに基づいて、将来的にはそういったことが整備されるということを念頭に、経過措置を国等では使っているところが、国や都道府県等で使っているところがあるかというふうに思います。

それも、要は移動等円滑化法でなぜそういうところを決めるかということ、99%整備されていても、1%のバリアでもって全体がバリアフリーにならないというのが、これが考え方でございます。そういう考え方に基づく、この32か所、32か所において、2メートル、さらには状況によっては1.5メートルさえ確保できないという状況があるとすれば、我々としては、仮に小枝委員おっしゃるような附則があったとしても、あったとしてもですよ、あったとしても、これは適用するのは難しい。

さらに、時間の経過とともに、今の樹木、Ⅱ期工事区間にある樹木、想定としてはツリーサークル90センチを想定していますけれども、これは、守る会の皆様がおっしゃりました。100年、1000年育つと。そうすると、育つことによってツリーサークルが120になれば、移動等円滑化法の中で最低限必要とされている1.5メートルさえも確保できないと、そういう状況になると思われています。

ですので、我々としては、仮にあったとしても適用できないし、千代田区の中では経過措置の規定がないので、もしそういうことをおっしゃるのであれば、特定道路を外せと、そういうふうにご指摘をしていただきたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 今のご説明、ありがとうございました。

新築で2メートルというふうなお話が今ありましたけど、新築ですよ。新築のときに2メートルですよ。

○印出井環境まちづくり部長 ですので、今現在2メートルないわけですね。今回、新築あるいは改築にまさに当たるとしますので、その際にはその有効基準に適合すると。適合する義務があるという形での規定になっているという意味でございます。

○岩田委員 すみません。新築なのか新築・改築なのか、どちらですか。

○印出井環境まちづくり部長 法では、新築・改築、両方でございます。

○岩田委員 なるほど。

で、先ほど、どうしようもない場合、例えば橋脚というようなお話がありましたけども、それは、橋脚とかはさすがに撤去はできないけども、その後、道路の反対側のほうを何かちょっと拡幅するようなことが、と言いましたけども、でも、これ、駐車帯をというような話があったら、じゃあ、この駐車帯もなくなる可能性もあるんじゃないですかね。

○印出井環境まちづくり部長 今回の道路整備に当たって駐車帯を設置するという形で、今回、線形の協議を進めてきておりますし、そういう道路の整備の方向性を決めてきておりますので、基本的にその線形を変えるという考えはございません。

○岩田委員 いやいやいや。いや、将来的に、の話ですよ。今じゃなくて将来的に。だって、部長おっしゃったじゃないですか。だから、何だ、橋脚、高速道路はさすがに撤去は無理だろうけども、道路の反対側のほうに拡幅するようなことが将来的にという話があったじゃないですか。だったら、これも将来的にどうなるか分からないですね、我々も。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど申し上げましたとおり、橋脚については、それを伐採することはできませんので。樹木は、街路樹は道路附属物でございますので、先ほど課長から答弁申し上げたとおり、道路附属物として更新することが可能ですので、それをしていくということが基本だというふうに考えています。

○岩田委員 そこじゃない。いやいや、そうじゃないですよ。橋脚を壊せと言っているんじゃないくて、部長もさっきおっしゃっていた、橋脚は、さすがに高速道路は壊すわけにはいかないから、その道路の反対のほうを何か拡幅するようなことが将来的にあるかもしれないというような話があったじゃないですか。ありましたよね。だから、それと同じようにこの駐車帯だって、なくなる可能性もあるわけじゃないですか。実際、今、車も何かだんだんだんだん少なくなって売れなくなっていますよ。そういうことも考えて、そういう可能性もあるんじゃないですかという話です。

○嶋崎委員長 そもそも駐車帯の話をすればいいんじゃないんですか。ここのところいろいろと議論があったでしょ。そのところを言って、今の話をすれば、分かっていただけじゃないですか。

○印出井環境まちづくり部長 基本的には、先ほど申し上げましたとおり、積み上げた議論の中で駐車帯を整備すると。それから、繰り返し申し上げますけれども、街路樹については道路附属物でございますので、道路の橋脚という形での取扱いというものと同様のものではないという認識であります。

○岩田委員 はい。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 ちょっと関連させていただきますが、そういう順序づけ、価値判断ということについては、お隣の区はということ为例に挙げましたけれども、地方分権でありますので、区が決める、つまり区が決めるということは区民が決めるということだと思います。

法の趣旨は、経過措置を求めて、比較考量として何に重きを置いて総合的判断をするかということについては、委任しているという仕組みなのかなというふうに思います。国道は国のガイドラインで国道に関する決め事がある。で、その経過措置を設けるには、部長

おっしゃるように、1%でもそうでないところがあって、先に続かないといけないから、それを認めて以降という考え方なんだろうというふうに私も理解が進んでいます。

であるとすれば、先ほど一番最初に岩田委員が聞かれたように、区の判断で区民と決めるという、これが規則である。規則の場合、議会の議決は要りませんから、協議の過程で、それも、どうしますかというのを相談することもできたわけですよね。行政だけが決めることじゃなくて、どのように総合的に判断していくかという余地があった。それは規則で定めることができたということですのでよろしいですか。よろしいですよね。イエス、ノーで結構です。

○印出井環境まちづくり部長 千代田区では定めていなかったということでございます。

○大串副委員長 関連で……

○嶋崎委員長 副委員長。

○大串副委員長 先ほど説明がありました特定道路の件なんですけども、千代田区は、じゃあ、バリアフリー法に基づく特定道路の指定をいつ行いましたか。

○印出井環境まちづくり部長 すみません。年月はあれですけども、千代田区が指定するのではなくて、国土交通大臣が指定するものでございます。

○大串副委員長 その日付はいつですか。いつ行われた。指定されたんですか。

○嶋崎委員長 国交大臣から、いつ。これは分かりますか。

休憩します。

午前10時52分閉会

午前10時54分閉会

○嶋崎委員長 再開します。

どうぞ、答弁から。

○須貝基盤整備計画担当課長 令和元年7月というところでは、特定道路として国交省が決めたもので、それを東京都がホームページに載せているというものがございます。

○嶋崎委員長 副委員長。

○大串副委員長 本来なら、このバリアフリー法に基づく特定道路になったということは大事なことで、神田警察通りにおいては特に大事です。それ、委員会の議事録を検索すると、その説明はなされなかったですよね。本来であれば、千代田区もバリアフリー法、いわゆる円滑化法に基づいて、どのような幅員を定めるのかというのは、条例でしっかりとまた、構造令に基づく条例とはまた別に、円滑化法に基づく条例を定めて幅員もきちんと定めるべきですけど、千代田区はその条例を持っていないですよね。

○須貝基盤整備計画担当課長 千代田区の場合は、千代田区の道路構造を決める条例の中で一緒に入っております。

○大串副委員長 そうするとですよ、特定道路というのに指定されたけども、その特定道路であっても、その幅員を定めるものは、千代田区にとっては道路構造令、道路構造等に関する基準を定める条例、これにのっかってやるんだということでもいいですよね。

そうすると、私、これ、いろいろ調べてみた。そうしたら、この条例を定めるときに、区のほうが、これはこういうことですよと説明していますよ。当時の課長がこう説明しています。歩道幅員についてですが、国の参酌基準では歩行者の多い道路は3.5メートル、その他の道路は2メートル以上としていますよ、都の基準ではその他の道路は原則として

2メートル以上としています。区の基準といたしましても、都の基準と同様に原則2メートル以上としたいと考えております。理由としましては、現在、区道の歩道の大部分は2メートル以上を確保しておりますが、一部2メートルを欠ける部分があり、今後の道路改修等において、地形の状況や敷地の状況、また交通状況等から、歩道拡幅が難しい部分があるため、原則2メートルとしたいと考えております。これが僕は正しい説明だと思えますよ。いつこの説明を変えたんですか。変えたなら変えたときにちゃんと委員会に報告すべきですけど、いつ行ったんですか。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど申し上げましたとおり、新築・改築においては、法に基づいて適合義務が生じるというふうに認識しております。

それから、今、副委員長ご指摘のような状況、それは例えばI期工事について有効幅員2メートルを連続して確保できていないという状況でございますけれども、ああいった形での運用も含めてそういうような例外があり得るという趣旨で、我々としては今現状としては認識しております。

○大串副委員長 それは、部長、いいんですかね。ということはですよ、この条例をつくる一番大事なこの委員会の説明が不足していたということですよ。そうでしょ。これ、僕が今、こういう説明があって、条例を可決しました。けども、その説明、今、説明とは違いますよね。こういうことがありますという、部長のお答え。その説明を欠いて条例の可決まで持っていった、執行機関としておかしいんじゃないですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほどの大串副委員長のご指摘の、原則としてというところですが、それは歩道の幅員ということで、規則の中で、原則として2メートル以上とするものとする、そのときのお話だと思いますが、それでよろしいですか。その指摘でよろしいでしょうか。

○嶋崎委員長 えっ。確認。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○嶋崎委員長 ちょっと今の、それちょっと、それ、今、後で整理するけど、今の答弁をちょっと、まず、してよ。後段のその対応をちゃんとしてよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。そのときの課長の答弁、条例を決めるときの課長の答弁というところですが、我々の考えているところは、歩道の幅員ということで、それが、条例第11条第3項に規定する、規則で定める歩道の幅員は、歩道の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路は原則として2メートル以上とするものとする。その、原則としての説明をしたものと認識しております。

○嶋崎委員長 副委員長。

○大串副委員長 だから、その説明が正しいんだと私は言っているんですよ。その説明に従えば、この神田警察通り、イチョウを残しながらの整備というのが、これはできるんじゃないかと。いわゆるその原則から外れる、やむを得ない場合に該当するんじゃないか。そう思いますよ。その説明が、この一番最初の条例を可決するとき、道路の幅員というのはこういう考え方でいくんですよということを説明したがゆえに、議会としては賛成したんじゃないですか。賛成して可決したんじゃないですか。可決した後に、今になってそれは違うんだと言うのはおかしいですよ。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど申し上げましたとおり、千代田区としては経過措置

を設けていないというようなご説明を差し上げました。じゃあ、経過措置的なところについて、要は100%あらゆる例外を認めないのかということについては、I期工事の例を出して、そういった有効幅員、連続した有効幅員2メートルが確保できないというような状況もあり得るということについてご説明を差し上げました。

それから、もう一点、経過措置、原則としてということの考え方を、先ほどのご説明申し上げた、国の基準で言うところの経過措置を考えると、先ほどご答弁申し上げたとおり、堅牢な建物があったりとか、あるいはもう敷地が確保できないというような状況があったりとか、あるいは民地と連続して2メートル確保できるとか、それがいずれもそろっている場合というのが国の考え方でございます。今回については――あ、それと、一番必須なものは、1.5メートルは確保できるということが必須でございます。

そういったものを総合的に勘案して、原則としての例外ということがあり得るのかなというふうに思っておりますが、今回についてはそれには当たらないし、さらに街路樹については道路附属物でございますので、一定程度の幅員を確保するために街路樹の更新をするということ、街路樹を残すことと更新をすることの比較衡量をした上で、さらには様々な議論を積み上げてきた上で、街路樹を更新した道路整備をするということに至ったところでございます。

○大串副委員長 この件について、最後に一つ。

○嶋崎委員長 はい。ご意見だったらご意見として言ってください。

○大串副委員長 ここはやむを得ない場合に該当すると私は思う。部長は該当しない。その根本的な考え方の違いというのは、道路附属物という考え方。街路樹だって、命があります。しかもイチョウは木陰をつくっている大事な街路樹ですよ。イチョウですよ。それを簡単に、道路附属物、物扱いにして簡単に切っちゃったり伐採してしまう。その価値観が、今、古いんですよ。しかもこの千代田区で、あの明大通りで大成功したことは知っていながら、部長はこのイチョウを道路附属物というそういう言葉で、いとも簡単に、やむを得ない場合に該当しないんだというふうに言うけれども、私は、そうじゃないんだと。この大事なイチョウは最優先するべきものなので、その今申し上げた原則以外のやむを得ない場合に該当するんだというふうに私は思うんですよ。

これは何度質問しても平行線になるかもしれないんで、これを私は指摘しておきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○嶋崎委員長 はい。

木村委員。

○木村委員 いろいろご議論がありました。区のほうで2メートルの幅員、これを何とか確保しようという、法的根拠があるというのは私も承知しています。

それで、これは、国交省が平成18年度、都市空間のユニバーサルデザインを考える懇談会の提言を受けて、そして、いわゆる経過措置の適用条件というのをまとめた経過がありました。それを見ると、いわゆる経過措置の特例が乱用されることにより、バリアフリー化の水準が低下することは避けなくちゃならんということで、仮に経過措置を適用する場合には、三つの条件を全て満たさなくちゃいけない。それが一つが要するに堅固な建築物があるだとか、それからどうしても道路が狭くてというようなことだと思うんですね。

ですから、こういった国交省のいわゆる法令、それから適用条件についての、経過措置



の適用条件についてのいわゆる三つの条件、こういった文章を見ると、行政が2メートルを何とか確保しようというふうにするのは私は理解できます。

ただ、それを前提として伺いたいんですけども、二七通りも特定道路じゃありませんか。あそこ、今整備しているけれども、歩道の幅員2メートル確保するのは難しいと思うんですよ。あれ、確保できますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 二七通りでございますが、ただいまの幅員は2メートル、道路幅員が2メートルで、それを2.5メートルに拡幅する整備でございます。地中化もちろんしてございますが。

○木村委員 要するに片方の道路幅員、歩道の幅員が一応2メートル確保できるということですね。ちょっとそれ、もう一つ確認したいんですけど。

○須貝基盤整備計画担当課長 拡幅した後の歩道の有効幅員が2メートル確保できると。ただ、地中化を行うことによって、地上機が出てまいります。その部分に関しては必ず必要なものになりますので、幅員が少し足りなくなる部分が出てございます。

○木村委員 そこに街路樹も植えるわけでしょ。ちょっと確認させてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 現在のところ協議会の中でお話をしているところですが、街路樹もなるべく植えられるところは植えていくという考えでございます。

○木村委員 緑を増やすことですから、私は結構なことだと思うんですよ。ただ、千代田区の場合、特例、軽減措置が条例でうたわれていないわけですよ。当然、電線の地中化をすると、地上に、何というんですか、あれを置かなくちゃいけないと。で、そのスペースに、恐らく収まる範囲で街路樹もということで、地元の要望も受けて整備していこうという考えだと思うんですね。

ただ、そうすると、その部分は幅員2メートルを確保できないわけですよ。神田警察通りもそうじゃない。街路樹があると、そこは2メートル確保できないからということでやっているわけでしょ。そうすると、通りによって立場が異なってくるということで、それでいいのかというのが私のちょっと疑問なんですよ。

これ、2メートルの幅員確保というのは、これはもう法令あるいは経過措置の適用条件ということ、これは行政としては遵守しなくちゃいけない。特定道路は遵守する義務が課せられるわけですよ。国交省、大臣によって指定されるとね。ですから、2メートル確保を何とかしようという行政の努力は、私は理解できます。ただ、それは、だとしたら特定道路して指定された全ての道路に同じ対応が求められるわけですよ。ということになってくると思うんです。

そうすると、例えば二七通りは要するに地上に置く機械が必要になってくるから、これは電線の地中化でそうせざるを得ない。それから、それに収まるような範囲で、地元の要望を踏まえて街路樹も置くことになる。これは地元の要望を受けた整備手法なので、内容なので、私はそれは結構なことだと思っているんですよ。

ただ、だとすると、やはり、例えば経過措置の一つとして、たしか三つ目にあるんだけど、2メートル確保できない場合には、確保できるスペースをどこかで確保しなくちゃいけないとか、様々な要件があるわけですよ。結果として、やはり経過措置というのを区として整備しておかないと、おかないと、今回の例えば二七通りのケースの場合、きちんとした対応というのはできなくなるんじゃないかと。そう思うんですけども、いかがで

しょう。

○印出井環境まちづくり部長 先ほどご答弁申し上げましたとおり、経過措置の規定はないというような状況でございます。それで、一方で、規則の中に原則として2メートルという話があって、我々としては経過措置、国土交通省が基準で示す経過措置の考え方を活用しながら、例えば先ほど来繰り返し申し上げているとおり、I期工事におけるその連続した有効幅員のないところを、原則としてというところの中で解釈してきた経緯があろうかなというように思います。

今、規則の中で、経過措置を置くか置かないかについては、ここで明確にご答弁は申し上げられませんが、例えば原則として2メートルというところの考え方について、今回の課題をきっかけに、問題をきっかけに、もう少ししっかり公平性、透明性があるような形での運用を考えていきたいというふうに思います。

二七通りにつきましては、地上機との関係の中で、いわゆるデッドスペースになるようなところであったりとか、あるいは街路樹を置いてもしっかり有効幅員2メートルが確保できるようなところというように考えていますけれども、再度検証しながら、そういった原則としての運用基準の在り方も含めて、今後しっかり地域とも研究、検討していきたいと思います。

○木村委員 ぜひ研究、検討していただきたいと思うんですけども。ただ、そうすると、原則としての解釈を、行政の思いによって解釈が変わってくるというふうになると、これは区民の皆さんは納得いかないんじゃないかと思うんですよ。原則としてというその内容について、原則として、原則から外れる場合、これが、行政が、どういう例えば条件のときには原則から外れた場合も認めるというものがないと、やはり住民の皆さんは納得できないと思いますよ。その辺の、で、今回の場合はこういう理由でこうした、ああしたという、きちんとした説明がないと、設計変更をも求める今回の陳情者の方の理解をちょっと得るのは難しいんじゃないかなと。ちょっと私はそういうふうに思わざるを得ないわけですよ。

行政が2メートルを何とかという、その気持ちは分かりますよ。気持ちというか、それは法律で課せられているから。それはそうせざるを得ないでしょう。ただ、経過措置というのが、先ほど岩田さん、小枝さんからも言われたように、経過措置というのがあると。どうしてもない場合というのがあり得るわけだから、それが千代田区ではなくて、原則としての運用で対応していくというふうになると、何か行政の裁量で認めたり認められなかったりというふうになると、やっぱり住民としては公平性という点で疑問を抱かざるを得ないんじゃないか。その辺はきちんと対応策というのを区としても考える必要があるんじゃないかなと思うんですよ。急いでね。

○印出井環境まちづくり部長 「原則として」については規則の中で定めているところがございますので、行政裁量の範疇であることは間違いなくと思っています。ただ、その行政裁量の幅について、しっかりとした考え方や基準に基づいてというご指摘かなというふうに思います。

先ほどご答弁したとおり、その辺りをしっかり整理しておく必要はあるだろうなというふうに思いますが、現時点で、木村委員のほうからご指摘を頂きました経過措置の運用というところに沿った形での考え方、それから、原則としてということでございます。9

9%整備されても、1%ということになると、原則としてというのは、箇所数としてもごくごく限られた中での運用になるのかなというふうに思っています。そうすると、神田警察通り全体を通じた中で、どのように原則としてということを検討していくことについては、やっぱり沿道の状況に沿った形での具体的な適用ということも念頭にしていく必要があるかなというふうに思います。

いずれにしても、原則としてということについて、国の附則の運用の考え方に沿った形で我々としても運用していくことを、しっかり今後とも整理をしまいたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 桜井委員。

○桜井委員 関連じゃないですよ。新しい。

今回、陳情審査ということで、送付4-10に、早期の実施についてということでの陳情がなされています。この陳情については、もうご案内のとおり、昨年10月に議決をし、業者も決まり、契約もし、ということで、議会の立場としては早く執行しなさいということを経営機関に申し上げている。そういう状況の中でのお話でございます。

私、前の都副知事の青山先生の講演会でお話を聞く機会がありました。青山先生のお話を聞いて、なるほどと思ったんですけど、このまちづくりについては様々な考え方があるといいんだと。賛成もあれば反対もあると。それでいいんですよ。ただ、それを民主主義の原則に沿って、みんなで考え、みんなで決めていこうと。決め方については民主主義の原則があるよね。ただ、その考え方がいろいろあるということについては、それは否定できない話で、そういうようなことを、話し合いを続けていくことによって、まちがよくなっていくんだというそういうお話でございました。なるほどなというふうに、実は思ったところでございますけども。

今回のこの件については、6月20日の日に、住民監査請求に基づく監査の結果についてということで、監査委員からこの結果が発表されています。今まで、前回の委員会のところではこれはまだ出ていなかったんじゃないかな。ということで、請求者については、財務会計行為は違法または不当な本件契約の締結だということで訴えをされたものでございます。それに対して、監査委員からの監査の結果の主文は、本件請求を棄却するというものでございました。

最後に結論として監査委員が述べていらっしゃるの、ちょっと長くなりますけど、これ、大切なところなので、読ませていただきます。本件工事契約の締結は、歩行者の安全と円滑な道路交通を確保しながら、自転車通行環境を整備し、ひいては子ども、高齢者、障害者、自転車利用者、ベビーカー利用者を含めた誰もが安全・安心に通行できる道路とすることを目的としており、自然保護の観点のみではなく、各種の観点から総合的な判断が要求されるものである。区はその道路整備の目的を達成するために、種々の手順を踏んでいることが認められるのであって、既存の街路樹の伐採を含め、政策判断について合理性を欠くとまでは言えず、本件工事契約が違法または不当な契約に該当するとは認められない。よって、本件請求には理由がないと認められるので、地方自治法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。というものでございました。

何で私ここを読み上げたかということ、ここの結論のところについては、この陳情が出てからずっとこの議論している内容です。執行機関とのやり取り、または委員さんの発言の

中にも、この今私が読み上げた内容についての答弁があり、そういう目的なんだなということが確認をされた上で議決されているんですよ。ということなんです。

ですから、今さら、今さらそんなことを言うまでもなく、本件については議会としての結論が出ているわけでございますけども、またあえて、住民監査請求の結論が出たので、あえてここで確認をさせていただきますが、まず執行機関に、この陳情、前へ進めてくださいという話です。この件については2回の話し合いをし、また、執行機関を交えないで賛成、反対の方々の話し合いもされました。ご要望についてはしっかりと対応してきているなというふうに私は理解をしております。

そういう中で、まだ残念ながらこのような形での賛成、反対の陳情が出てきているということについては、非常に残念なんだけども、ただ、私は手順・手続をしっかりと積んできているということについては、これは議会の一員として、執行機関に改めて執行をしっかりとしなさいということをお願いしなければならないのは大変残念なんだけど、あえてこの場所で、この今回のこの事案についての執行機関の考え方、執行する気持ちがあるのか、この事業を成功させるために、執行機関としてのそういうような思いでやる気持ちがあるのか、そこら辺のところはとても大切なので、まずそこを聞かせていただきたい。

○印出井環境まちづくり部長 今、桜井委員のほうからご指摘を頂きました。当然ながら我々も適法に手続を踏んで進めてきたというもので認識をさせていただきます。

それから、繰り返しご答弁申し上げますが、神田警察通りについては、単に道路を整備するというのではなく、まさに神田駅から一橋、九段に至る神田エリアを東西に横断する都市の骨格軸ということで、沿道のまちづくりの考え方も含めて、長い時間をかけてまちづくりと道路整備について議論をされてきたというところでございます。この全体を見通した道路の在り方、まちづくりの在り方にに基づきながら、ここの道路整備が検討されてきたところでございます。それが、個々の街路の地先の方々にとっての街路樹の保存ということ1点のみをもって反対のご議論があるところでございますが、我々はこれまでのまちづくりの議論の進め方、道路整備の進め方、神田地域が置かれた今の状況、それから、これからさらに千代田区、神田の魅力の向上を進める上での必要性と、そういうところを強く認識しておりますので、この道路整備は執行機関として責任を持ってきちっと進めていく責任があるというようなことを認識しております。

○桜井委員 しっかりと、そこはやっていただきたいと思えます。

大変残念ながら、現在この執行に対して、この執行を妨げていらっしゃる方もいらっしゃいます。そんな、けががあっては困るので、もう、ぜひそれはやめていただきたいと、私は思いますけども、こういう議論をして、執行をしようねということを議会で決め、それで執行をしなさいということを執行機関に、議会の立場から、我々は執行権はありませんから、執行機関に申し伝えをしたわけで、これが、残念ながら一部の反対の方の実力行使でそれが前に進まないということは、これはほんと大変残念なことだと思うんです。

ましてや、先ほども言いましたけども、それでけがをされたりなんかしたら大変なことになりますし、やはり一定の今まで積み重ねてきたこの千代田区のルールに基づいて、しっかりとやっていただきたいというふうに思いますけども、執行機関として、今の現状をどのように理解していらっしゃるのか。今後まだⅢ期工事以降があるわけですから、についても、どのような覚悟でというか、覚悟というか考え方で、この事業について、この警

察通りの整備事業についてやっていく、そのお気持ちがあるのかどうか。そこら辺のところをお聞かせください。

○印出井環境まちづくり部長 今、桜井委員のほうからご指摘を頂きました。我々としては、現実には現場でおられる方がいらっしゃる中で、現場での協議等も含めて、反対される方もご理解いただける、いわゆる進められるところの中で、先々週から工事を実施したところでございます。試掘工事とかですね。そういった状況の中で、我々としても、こういったものは、反対の意見はあるけれども、ここまでは進められるだろうということで、次のフェーズに入ろうと、試掘の次のフェーズに入ろうとしたところ、ご理解が頂けなくて、先週来また膠着状態になっているところでございます。

それから、先ほどご答弁申し上げましたとおり、Ⅱ期工事についてはご議決を頂いたと。それから陳情、かつての陳情審査の中でおまとめいただいたと、ご判断いただいたというところでございますので、粛々と進めていく責任があるということは改めてご答弁申し上げますけれども、特にこの最初の陳情にもございますが、Ⅱ期の遅延によって、Ⅲ期以降、特に道路について大きな課題がある美土代町交差点より東側については、地域の強い整備に対する思いも承っておりますので、それについては本会議でもご答弁申し上げたんですけども、まちづくりの方針の検討と併せて道路整備の設計などに向けた議論を再開してまいりたいというふうに思っています。Ⅱ期工事とともにⅢ期以降の検討も再開をしてみたいというふうに思っております。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

○木村委員 ちょっと私も、監査結果に基づいて、ちょっと簡単に伺いたいと思います。駐車帯のことなんですが、これはもともと沿道賑わいガイドラインで廃止を予定していたわけですから、Ⅱ期工事のところでは駐車帯を設置する法的な義務というのはないわけですよ。ちょっと確認させてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 法的な義務はございません。

○木村委員 これは監査結果の14ページで、協議会に対して所轄警察から駐車帯の全廃に難色を示す意見があったと。駐車帯の全廃が困難になったと。既存の街路樹を抜かした側では有効幅員2メートル以上の確保が困難になったので、やむなく既存街路樹の伐採、撤去をすることになった。ということは、駐車帯がなければ有効幅員は確保できるという解釈でよろしいわけですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 駐車帯がなくなった場合ですけども、そうしますと、Ⅰ期工事と同じような形、歩道、歩行空間の中に街路樹が残るという形が想定されます。ただし、街路樹の位置ですとか大きさというところがⅠ期工事と同じになるかというところで、その辺は調査しないと分からないところでございます。

○木村委員 あと、その中で、難色を示す意見があったという文言があるんですね。これは所轄警察のほうから難色を、どのような難色を示す意見があったのか。監査結果がこう述べているので、ちょっとどんな意見があったのか、ご紹介いただけますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 この沿道の状況から、地域の方からは駐車帯をなくすのは困るということがございました。それから、警察のほうとの協議の中では、やはり現状の駐車状況、そういうものから、なくすことは難しいだろうということは伺ってございます。

○木村委員 難しいという意見ですね。やっちゃ駄目だと。残さなければ駄目だということじゃなくて、いろんな意見があると。難しいという意見が所轄警察署からもあったと。難しいということだよ。いや、これはもう確認なんで。

○須貝基盤整備計画担当課長 I期工事が完成した、I期工事を変更したときのその後のII期工事以降、警察と協議する中で、I期工事はここに限りということで協議をしているところがございます。II期工事以降のところに関しては、やはり駐車帯が必要になるというところは協議の中でしているところでございます。

○木村委員 それは所轄の警察署との協議ですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 所轄も通してですけども、警視庁本庁との協議の中でございます。

○嶋崎委員長 所轄とのやり取りもしながら、本庁のご指導というかご意見というか、そういうことも含めての話ということでいいですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 そのとおりでございます。

○嶋崎委員長 はい。だそうです。

○大串副委員長 駐車帯のことで、関連。

○嶋崎委員長 はい。じゃあ、関連なんで、副委員長。

○大串副委員長 警察の方も、当初ですよ、一番最初、10年前か、賑わいガイドラインをつくる時のメンバーに入っていましたよね。その際は、警察の方も入って決めたのは、駐車は南北の通りに止めるから、警察通りはなくても大丈夫だということで、賑わいガイドラインをつくったんじゃないんですか。何でそのときメンバーでいた警察の方が、突然、いつ、これ、駐車帯の事を持ち出して。ちょっと極めて不自然なんですよ。この、いつ警察はそういうことを突然言ってきたんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 協議会の中で、協議、このガイドラインに沿って協議を進めている中で、駐車帯をなくすのはちょっと困るところはございました。

○大串副委員長 いつの協議会。その協議会というのはいつの協議会ですか。何か理由があったんですか。当初は、ガイドラインをつくるときは、南北の通りに駐車帯をつくるからいいんだということで、あのガイドラインをつくっていった。で、何年もたった。もしそれが不可能だったら、最初から、ガイドラインをつくるときに、駐車帯はやっぱり必要なんだということを言ってくれなきゃ困るわけだ。だから、協議会、いつの協議会で、その駐車帯に対する議論がなされたのか。今、ホームページに全部議事録もアップされているそうですから、何回の協議会ですか。

○嶋崎委員長 休憩します。

午前 11時32分閉会

午後 2時58分閉会

○嶋崎委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。

午前中からちょっとお時間がかかりましたけれども、答弁から、大串副委員長の答弁から入ってください。

○須貝基盤整備計画担当課長 大変長い時間を頂きまして、申し訳ございませんでした。ガイドラインの作成のところから、協議会でパーキングについての意見と、そういうところについて、どういうものがあったかというところを確認させていただきました。

まず、平成25年3月にガイドラインを作成したのですが、それについては、大串副委員長のおっしゃるとおり警察も入っていた。そこで、そこでは人優先の道づくりという、そういう構想をつくるということで、ガイドラインを作成することに関しては、そのところでは特に問題ないと了解を頂きました。実態として、その後、道路線形等、道路整備を進めるに当たって、そういうものを決めていく中で、警視庁と協議をしていく中では、やはり荷さばきベイ、そういうものが必要になってくるのではないかと。で、地元等、意見をよく聞くようにというお話がございました。

その後も協議を進める中で、平成27年3月に第7回の協議会がございまして、その中で、パーキング廃止については委員より反対のご意見がございました。警察と地元のそういうご意見、パーキングが必要ではあると、そういうご意見がある中で、パーキングを残すような形で、平成27年12月25日の企画総務委員会で、パーキングのある形での説明をさせていただいております。その後、平成28年1月、第8回協議会におきまして、パーキングを残す形での案を説明しております。そして、平成28年3月、Ⅱ期工事の契約を行ったものでございます。

その、当初からの協議というのは、Ⅰ期工事だけではなく、全部を通しての協議の中でのお話でございます。

○嶋崎委員長 はい。

副委員長。

○大串副委員長 このⅡ期工事のイチョウを伐採しての道路整備について、なぜイチョウを残せないのかという質問に対して、区のほうは、駐車帯を設けなくちゃいけない。これは警察のほうから言われたことだと。だから、イチョウを残しての歩道の幅員も取れないんだということを述べていました。じゃあ、それは一体いつの協議会で警察から言われたんだということを午前中間いたわけですけれども、そうしたら、今の答弁は、随分前ですよ、第7回の協議会ですから。これは、だから、Ⅰ期工事のときのまだ協議会です。私はⅡ期工事、Ⅱ期工事について質問していたんだけど、Ⅰ期工事を進めるときの警察とのやり取り、それを受けて、第7回の協議会では駐車帯をどうしても設けなくちゃいけない。パーキングをどうしても設けなきゃいけなくなったと。ついては当初のガイドラインを変更せざるを得なくなったと。大事な変更ですよ。それを協議会、第7回の協議会、議事録を見ると、そういう説明をされていないよね。確かに委員からはパーキングをなくされたら困るよという方がお二人、意見を述べている。けども、それだったら、ガイドラインを大きく、この第7回のときから、もうそういったふうにされているんだしたら、私としては、ガイドラインをそのときに変更する。そして、変更するとなれば、地域の方々から意見を聞く。または、パブリックコメントをしっかりとやる。そういった手順、手続をしっかりと取っていれば、今のような混乱には至らなかったんじゃないか。そのときからしっかりと皆さんと協議をして、どうすれば、イチョウを残すことができるかという協議もできたんじゃないかと思います。私は、執行機関には十分反省してもらいたいと思う。そういう、例えば、警察と区との二者の協議、そういったことがあって、大事な変更につながるということが分かった段階で、すぐ協議会にも報告する、議会にも報告する、また、地域にもしっかりとお知らせをして、意見も頂く。しっかりと地域に伝えて、意見も頂いてくださいねと言われたんでしょ。そういったことをしっかりとやっていけばよかったですと思

うんだよ。十分反省してもらいたいと思います。

そして、これは意見ですけれども、今後については、地域の皆さんの意見をしっかりと聞きながら、イチョウを残しながら、安心・安全な道路整備をどうしたらできるかということを実際に考えてもらいたい。それは、私の意見です。

それで、このイチョウを伐採することに合理性がなく、それから、今までの、今述べましたような手続上のいろんなことを欠いてきた。今後はそういうことがないように、十分反省をして行ってってもらいたいと思います。

以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ご意見として承りました。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。どうしましょう。取扱い、陳情の取扱いですけれども、2件まとめてご意見があれば。

○小林たかや委員 今、いろいろこの間、長い時間、意見が交わされてきましたけれども、議会として、もう少し、それぞれの意見をお聞きして、知恵を出す時間を持ってもいいかなということで、できれば継続扱いで。

○嶋崎委員長 継続。はい。

○小林たかや委員 できれば。

○嶋崎委員長 ほかに。

いいですか。まとめちゃっていいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。では、継続ということで、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それで、じゃあ、陳情は継続にします。

執行機関のほうから、ちょっと工事に対しての少し整理した話ができそうなので、お話を頂きたいと思います。

○印出井環境まちづくり部長 我々、執行機関としては、様々なご意見いただきましたけれども、ご議決いただいた工事を進めていきたいということではございます。一方で、どこまで工事を進めるかについては、先々週以来、一部、ご理解を賜りながら進めてきたところもございます。今後につきましても、どういったところの範疇を工事が進められるかどうか、守る会の代表者の方としっかりご説明、情報共有をして、その上で、進められるものについては、ご理解を賜れるものについては進めていくという形で、臨んでまいりたいというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 それも、後でまた話をしますけど、丁寧に、それで、代表者にきちっとお話をし、説明をしてください。代表者との関係、信頼関係をつくっていただきたい。そのところの確認をさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

○印出井環境まちづくり部長 委員長からご指摘いただきました、代表者の方と情報共有、お話し合いをさせていただいた上で、進められる部分については、ご理解の上、進めていくということで臨んでまいりますので、よろしく願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。よろしく願いします。



それで、継続に、今日は、今日のところは継続にいたしますけれども、推進の皆さんと守る会の皆さんがまだ安心な状況にはないというふうに私としても判断をしました。とはいいながら、執行機関のほうから、議案として議会がお預かりをし、そして、慎重審議に議案を整理し、反対、賛成いろいろありましたけれども、区民の代表であるこの委員会の中で、きちっと議決をして、この案件は終了いたしております。しかしながら、こういう状況でありますから、いま一度、正副委員長のほうで、ちょっとお預かりをさせていただいて、次回までに何か知恵が出るかどうか、考えたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、今日のところは、それでまとめさせていただきたいと存じます。この件を終わらせていただきます。

次に、送付4-11、居住安定支援家賃助成事業の改善を求める陳情につきまして、執行機関からの情報提供があれば、お願いします。

○緒方住宅課長 特にございません。

○嶋崎委員長 特にない。はい。

これについて、委員の皆さんから何かあれば頂きたいと思っておりますけれども。

○木村委員 居住安定支援家賃助成事業については、本会議でも一般質問で取り上げさせていただきました。それで、利用世帯が令和3年度で17世帯ということでありました。まず、この居住安定支援家賃助成事業の内容、簡単な概略、ご説明いただけたらと思うんです。

○緒方住宅課長 居住安定支援家賃助成事業をご説明させていただきます。

本事業は、千代田区内に居住する高齢者世帯、障害者世帯、また、ひとり親世帯で、取壊しですとか、契約更新の拒絶などにより、立ち退きを求められて、転居を余儀なくされ、また、世帯の所得が著しく減少したことにより、区内での居住継続が困難となった世帯に対しまして、家賃などの一部を助成することによって、これらの世帯の皆さんの居住安定を支援しまして、福祉の向上を図ることを目的としております。令和3年の実績としましては、高齢者世帯5、障害者世帯5、ひとり親世帯7の合計17世帯に助成をしております。

以上です。

○木村委員 この事業については、ちょっともう一度。本会議でも確認をさせていただいたんですけども、住宅基本条例の14条で家賃助成、一部助成することができるという規定がございますけれども、この住宅基本条例を踏まえた、これを根拠とする事業というふうに認識してよろしいわけですね。確認です。

○緒方住宅課長 一般質問でも、環境まちづくり部長からご答弁させていただいたとおり、14条だけではなく、そもそもの住宅基本条例の1条がございます、多様な人々が住み支え合う都心の形成を目指すという千代田区の基本条例にも基づき、千代田に暮らす皆様が一時的な何か緊急な事情があったですとか、そういう場合に、居住継続が困難となったときに助成する制度ということで、ご説明させていただいたとおりでございます。

○木村委員 この前の制度が定住支援、福祉家賃助成事業というのがございまして、これが、2006年、平成18年に現行の居住安定支援家賃助成事業に変わりました。

陳情書を拝見しますと、陳情項目が二つあって、一つが助成期間の延長、それから、二つ目には、助成対象の拡充というふうになっています。現行の居住安定支援家賃助成事業は、助成期間を5年間で定めています。先ほど課長が言われたように、居住継続、これが困難になった世帯に対しての支援だということで、答弁されました。にもかかわらず、なぜ、5年間という助成期間、制限を設けたんでしょうか。

○緒方住宅課長 本区の居住安定支援助成は、上限で月額5万円までを5年間にわたり、家賃助成ということは、最高で300万円助成します。また、これと別に、5年間でするので、途中で契約の更新がございます。そのため、契約の更新料、また、火災保険料、礼金や仲介手数料も補助しております。ここまできめ細やかな支援をしているのは、23区お調べしましても、なかなかございませんし、この緊急的な対応をするには、適当な期間であると考えて、5年という期間としてございます。

○木村委員 今、5年間の根拠は300万円と。ほかの区には、ここまで助成している自治体はないと。それが5年間にした理由ですか。じゃあ、ほかの自治体が10年にしたら10年にするんですか、千代田区も。

○緒方住宅課長 千代田区の特性であります。都心において、地価が高いというところで支援をしていくというところがございますけれども、何度も申し上げて恐縮ですが、例えば、隣の港区でありまして、過去には立ち退きを求められた高齢者の支援がございましたけれども、もう新規の受付は平成17年で終了して、もう令和3年の3月で、そういった事業も終了しているという、その周辺区とのバランス、あとは、やはり公平性に配慮しまして、特定の方のみに行政のサービスを提供するというところで、公平性も配慮した上での5年間というふうに決めてございます。

○木村委員 ほかの自治体は、公共住宅が増えているんじゃないでしょうかね。千代田区のように、公共住宅を減らして、かつ、居住安定支援家賃助成も、助成期間を5年間に縮小した。

それから、もう一つ、公平性と言われたけれども、例えば、公営住宅に入れた人、当選して当たって、入れた人は5年間の打ち切りってないわけですよ。所得要件と公営住宅の入居資格に合っていれば、ずっと住み続けられるわけですよ。居住安定支援家賃助成事業を利用されている方は、公営住宅に何度も申し込んでいるんだけど、なかなか当たらない。千代田区でも、空き家募集が本当に1個、2個ですから、倍率が100倍、200倍となるわけですよ。ですから、なかなか当たりません。

公平性というのは、どこと比べて公平性なんでしょうかね、5年間で打ち切るのは。

○緒方住宅課長 公平性と申し上げましたのは、やはり住宅という……

○嶋崎委員長 ちょっと、もうちょっと大きい声で言って。

○緒方住宅課長 はい。住宅というのは、基本的には、ご自身の自助努力によって確保なさるものと考えてございます。ご自身の所得の中で、ご自身のすみかを探されて、居住されている皆様との公平を保つという意味で使わせていただいております。

○木村委員 自分の住まい、皆さん必死で探されるでしょう。これは、もう行政に言われるまでもなく、皆さん必死で探しています。しかし、今利用されている方、例えば、ご高齢の方だと、70、80、90歳の方もいらっしゃると思います。この方が5年後、5年間の助成期間で打ち切られた場合、次の住まいって、なかなか見つかりませんよ。公営住

宅、公共住宅に当たらない限り。80の方が5年後に打ち切られたと。あとは自助努力で探してくれと言われても、これ、事実上、不可能です。高齢者の方で5世帯がこの制度を利用して、やはり5年後が心配だとおっしゃっていますよ。公営住宅に当たればいいんだろうけれども。こもれびという住宅も、千代田区では、民間の住宅、準備はされているけれども、実際は、十数万かかって、なかなか負担が大変だということでもあります。

だとしたら、こうした方の、本来、借上げでも何でも、高齢者住宅や公共住宅を提供できればいいんだけど、なかなか、もう公共住宅、区営住宅を造らないという形で、住宅基本計画はなっていますから。だとしたら、やはり住宅弱者を支援する制度として、助成期間の延長、これは必要じゃないかと。公平性と言っているけれども、公営住宅制度は、公営住宅法の第1条では、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備する。つまり、憲法25条に基づく制度なわけですよ、公営住宅はね。そこに申し込んでも当たらない。だとしたら、それを補完する制度として、住宅基本条例に位置づけられたこの制度を育てていくというか、拡充していくということでもいいんじゃないかなと。

5年だけは居住継続支援するけれども、あとは、自己責任だということで、80、90のお年寄りにその区の考え方を示すというのは、あまりにも酷じゃないかと。ぜひ、助成期間の延長を検討していただけないでしょうか。

○緒方住宅課長 先ほど申し上げましたとおり、この事業自体は、そういう取壊しですとか、契約更新の拒絶ですとか、立ち退きを求められたですとか、そういう転居を余儀なくされた、そういう緊急的な制度でございます。一方、高齢者の方がなかなか賃貸住宅を賃していただけないという現状は、そちらはまた把握してございますので、そちらは居住支援協議会として、福祉部局と住宅部局が連携しまして、今、様々な検討を進めておりまして、そちらには、不動産関係団体ですとか、居住支援の団体も入ってございまして、今、積極的に高齢者に対しての支援については、検討して、対応してございますので、こちらとその事業とをちょっと混同するのはなかなか難しいところですが、とはいえ、社会が様々な動向、社会情勢が変わっていく中で、住まいを取り巻く変化などもいろいろ変わっていくことは考慮しまして、幅広い視点で、様々な研究はしていきたいと考えております。

○木村委員 居住支援協議会も、これも大事な制度だと思いますよ。ただ、なかなか千代田区では居住支援協議会を機能するのは非常に困難だというふうに思うんですね。ですので、居住支援協議会をしっかりと住宅弱者を支援する制度として機能できるように、これはこれで頑張ってください。ただ、同時に、23区でも千代田区を誇るような家賃助成事業があるわけですから、ぜひ、拡充する方向でご検討いただきたいと思うんです。

それから、もう一つ、これ、助成対象があるじゃないですか。私は、本来、公営住宅法の考え方に基づけば、公営住宅に申し込みする資格がある方、私は全て対象であってもいいんじゃないかと。そういうのを見据えながら、一步一步助成対象を拡充していただきたいというふうに思うんです。現状は、高齢者、障害者、それから、ひとり親世帯というのが家賃助成の対象です。これを、例えば、難病。難病の方も対象として拡充できないでしょうか。いかがでしょう。

○緒方住宅課長 ただいまのご質問の難病の方についてでございますが、難病の方については、難病医療費助成ですとか、障害者福祉手当という福祉のほうでのサービスがござい

ますので、こちらも、やはり全体的な公平性に配慮して、研究してまいりたいと思います。  
○木村委員 いろいろあるんだけど、ただ、難病というのは何かって、これは厚労省が定義していて、難病のある人自身や家族の経済的、身体的、精神的負担が大きいと、こういうふうに言っているわけですよ。やはり生活の——住まいというのは、生活の土台ですから、ここが揺らぐと、本当に生活全体がもう壊れてしまうんですね。ですので、家賃助成事業を、5年間というのは、これ、今後、拡充も検討していただくとして、難病の方にも対象として加えていただくと。

それから、高齢者の方、親御さんを介護されている現役世代の方がいらっしゃるわけですよ。今、ここにもあるように、親を介護している世帯。家賃助成対象というのは、高齢者世帯のみの世帯だけであって、対象は、59歳以下の、要するに、子どもさんが親御さんを介護しているという世帯は対象外なわけですね。親御さんの対象のために、パートとかということで、家計を支えている方もいらっしゃるわけですよ。親御さんの年金と自分のパートと。実際、こういう方がいらっしゃいます。こういう世帯に対しても、家賃助成の対象にできないかと。これも併せてご検討いただけないでしょうか。

○緒方住宅課長 こちらにつきましても、やはり介護をしながら、不安定な仕事をして、支えていらっしゃる、現状は委員のご指摘のとおりかと思えますけれども、やはり要介護者の介護サービス、様々なものがまた福祉サービスとして提供されております。先ほど来申し上げておりますとおり、本事業は、やはり立ち退きを求められているですとか、転居を余儀なくされるですとか、そういう緊急的な対応の方を想定してございますので、こちらも居住支援協議会でも、そういった障害のある方ですとか、介護のある方、様々なパターンを検証して、今、いろいろと研究をしているところでございますので、ちょっとこの事業ではなく、また福祉と連携しながら対応を考えていきたいと考えております。

○木村委員 私も、何人か住まいの相談を受けることがあります。例えば、親御さんを介護しながら生活しているご家庭もありますし、それから、難病を抱えながら生活している人もいらっしゃいます。どちらも、立ち退きを求められています。にもかかわらず、難病患者は対象でない。高齢者、障害者、ひとり親世帯だけです。それから、現役世代がいらっしゃる、高齢者世帯というのは、どちらかが60歳以上と、もう一人が65歳以上ですから、高齢者世帯でもない。立ち退きを受けながら、この家賃助成制度が利用できないわけですよ。ですから、この難病や親を介護されている世帯も助成対象にできないかということなんです。いかがでしょう。

○印出井環境まちづくり部長 今、陳情に対して、様々なご指摘を頂いたところでございます。これ、難病患者やそういったハンデのある方に対する包括的なナショナルミニマムに対する支援の部分、一方で、千代田区の地域特性を踏まえて、特定の方に大きな支援が充てられるということについては、様々、ご意見あるかと思います。これまでも、そういったところについてのご議論が区議会でもあったのかなというふうに思います。

一方で、区民1人当たりの区営住宅については、23区でも突出して多いという状況にございます。しかしながら、一般質問でも頂きましたが、家賃助成に関わる国の恒久的な仕組みの検討の状況などもあると、動きもあるということでございますので、先ほど来、課長が答弁しておりますように、居住支援の在り方や福祉部門における家賃助成との調整も含めて、しっかり社会経済情勢を踏まえて、研究してまいりたいというふうに思いま

すので、ご理解を願いたいと思います。

○木村委員 研究を急いでほしいんですよ。立ち退きを求められているんですよ。そういう区民の方も、現在、現にいらっしゃる。それで、住宅基本条例は、要するに、現在、将来にわたり、全ての区民が人間として尊重され、都心にふさわしい安全かつ快適な住環境の下で、良質な住宅を確保できるようにすることを目標とすると。現在、将来にわたって、人間として尊重され、ふさわしい住環境の下で良質な住宅を確保できるようにすることを目標とする。こういう住宅政策を区は進めていこうということで、住宅基本条例があり、かつ、この条例に基づいて、居住安定支援家賃助成事業があるわけですよ。現実、やはり再開発の動きとも絡んで、そこから出ざるを得ないという方がいらっしゃるわけです。そういった方の居住支援策というのは、公営住宅が当たらないと、千代田区では、これがもう数少ない支援策の一つなんです。唯一と言っていいくらい。ところが、対象の壁に引っかかって、利用できないと。だとしたら、立ち退きを受けているという点は間違いないので、難病をお持ちの方や高齢者を介護されている40代の方かな、そういった世帯も支援の対象として拡充してもらえないかと。その検討をこれから研究して、いつかはというんじゃなくて、やはりできるだけ早い時期に区としての考え方をまとめていただけないかと。

これは、もう本当に切実です。いかがでしょう。

○印出井環境まちづくり部長 これまでも何度かご指摘いただいたところでございます。先ほどもご答弁申し上げましたが、冷たいようですけれども、住宅の確保は自助努力を基本としながら、一方で、おっしゃるとおり、様々なハンディキャップのあらわれる方に対して、どういうふうに社会福祉法の中で支援をする、住宅施策の中で支援するということについては、その関係性も含めて、検討していく必要があるというふうに認識をしています。しかしながら、千代田区の現状のこのサービスの状況、非常に手厚い中で、様々な制度については、ご議論があると。今、事業実施の対象になってられる方の人数と、それに対するコストも含めて、そういう状況にあるんだろうなというふうには思っています。その辺も含めて、どの程度、スピード感を持って研究できるかということについては、なかなかお約束できませんけれども、繰り返しになりますけれども、そういった広い視野で研究を深めてまいりたいと思います。

○木村委員 研究。変わらないじゃん。

○小枝委員 関連。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 すみません。今、質疑のやり取りを聞いておりまして、研究すると。つまり、向く方向としては、そういった一人一人に寄り添う施策に向けてやっていくんだというような、若干擦れ違いもあったけれども、そういうやり取りだったと思うんですね。ただ、利用者が今17世帯ということで、現に、もうかなりの年齢で、これを利用して、かつ、何というか、次のめどが立たないというケースが例えばあるのであれば、これはせっかくそうやって支援してきた流れからすると、例えば、区長が認めるところとか、そういうふうな形で、もちろんAさん、Bさんだけを違ったやり方をしてはいけないんですけども、ただ、大きなところでの理念は、居住を安定して住んでいただくということですから、その救済策というか、しっかりとそこがないと、これまで助成してきたことさえも無駄にな

ってしまうんじゃないかと思って聞いていたんですね。

この決め事の中には、区長が認めるところという、条例上なかったでしたっけ。

○木村委員 それはある。

○小枝委員 うん。

○緒方住宅課長 まず、こちらの事業は、要綱で実施させていただいております。

○小枝委員 うん、あ、そっか。

○緒方住宅課長 それで、そういう区長が認めた場合ということはありませんけれども、実態としまして、やはり高齢者でなかなか次のところが見つからないという方には、本当に5年ではさっと切るのではなくて、実態としては延長したりという柔軟な対応はしております。

○小枝委員 なるほど。

○緒方住宅課長 また、先ほど来申し上げている居住支援協議会のほうでも、メンバーの方に、全日本不動産協会の東京本部の千代田支部長さんなどがいらっしゃるので、今、実態として、アンケート調査などをさせていただいて、今、そういう立ち退きのケースもあるんですけども、とはいえ、既存のものを売買して、収入、ある程度の収入を得た立ち退きですとか、いろいろなパターンの方がいらっしゃいますので、その方の細分化について、やはり福祉の部局と連携して、アンケートの結果ですと、積極的に協力したいという不動産業者の返事もかなり、まだちょっと速報いただいているだけですけれども、実態としてございますので、より居住支援協議会との連携も強固にしながら、皆様が、先ほど来の住宅基本条例の1条のように、やはり都心にふさわしい安全かつ快適な住環境の下で、良質な住宅を確保できるようにという、こちらは本当に一生懸命協力しながら、研究を続けていきたいと考えてございます。

○小枝委員 なるほど。分かりました。

そうですね。やはり住まいは人権という言葉が随分言われてきましたけれども、人権の問題であるということを考えて、総合的に判断をして、寄り添っていくということが一番問われるんだろうというふうに思うので、そういう対応を一つ一つしていただきたいのと、現実に、この制度というのは、私も、これによって、救済された方を随分見てきたような気がするんですけども、どんどん枠を狭めて、昔は60歳から大丈夫だったんですね、たしか。定年退職、夫がすると思ったら、亡くなってしまったというような方がこれで住み続けて、結局、子どもたちがそれで千代田区のコミュニティを背負うようになっていたり、いろいろな形で、こうやって居住をつないでいくことがコミュニティをつなぐことにもなっているので、研究、検討などと長いこと言わないで、居住支援協議会の在り方もひっくるめて、この居住安定支援家賃助成、千代田区はやっぱり家賃が高いので、いつまでそれが続くのか分かりませんが、現実に、こう、居住継続が困難な弱者とっていいのかが分かりませんが、対象者の方々をしっかりと、何というか、見ていくというか、フォローしていくということは、とても大事だと思います。

こもればも随分お世話になっています。こもればだけだと、ちょっとやっぱり足りないんですね。麴町地区には1個もありませんし、神田地区もいっぱいいっぱい、そして、狭いですし、そういうふうなこともあるので、あと、国のほうも、民間の中古なんかも、もっと登録しながらやっていこうという動きも法改正されましたよね。本当にいろいろ総

合的にということはそのだと思っんですけれども、全く間に合っていない、スピード感が間に合っていないだけじゃなくて、この居住安定制度そのものが縮小してきたという経歴からすると、今、拡充しないと、もういつ拡充するんだというふうに思いますので、スピードアップして、研究を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○緒方住宅課長 小枝委員ご指摘いただきましたとおり、やはりこもれびが麹町にないですとか、そういう地域の中でのバランスに欠けている部分、おっしゃるとおりでございます。また、サービス付き高齢者住宅も千代田区にないということもありますので、そういった施設の誘致なども含めて、全体的に検討、研究を進めてまいりたいと思います。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

副委員長。

○大串副委員長 私も、この件、1点お願いしたいんだけれども、制度面とか、それから福祉部との連携だとか、これは、当然なんだよね、ぜひお願いしたいんだけれども。私も、この家賃助成で相談者の方と1回窓口に行ったことがあります。それで感じたことは、住宅課の職員の方が非常によくその方のご存じというか、まあ、そうなんでしょうけれども。この家族のことから何かよくご存じで、極めてフォローしてくれているというのがよく分かりました。ですので、一番大事なことは、その人との人間関係というのかな。職員と区民、利用者の方がしっかり信頼関係で結ばれていること、それが大事なんじゃないかと思います。その下で、5年間という期限がありますから、その間、じゃあ、しっかりとフォローをして、その間に、住宅、うまく当たればあれだし、民間でいいところがあれば、理想ですけれども、しっかりとその辺を、何というのかな、人間関係を基にした住宅施策を行っていただきたいというふうに思うんだよ。どうでしょうか。

○緒方住宅課長 住宅課の職員のことをお褒めいただきまして、励みになります。ありがとうございます。

おっしゃるとおり、やはり信頼関係、その方たちが5年間の間に次のステップに上がれるように、丁寧に支援していくという、引き続き、寄り添った支援をしていきたいと考えてございます。

○嶋崎委員長 はい。

ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 取扱い、いかがいたしましょう。（発言する者多数あり）

今、やり取りを聞いていて、総合的にとか、それから、不動産業者のところだとか、福祉部門だとか、いろいろと相談業務としてはあるのかなと。それで、福祉の――じゃない、住宅の職員の方たちも、非常にそれぞれの事情をよく理解されて、相談として、なかなか前に進んでいる。ただ、なかなかそれはご意見もあるところだと思うんだけれども、引き続き、丁寧にやっていただけるんじゃないかなと私は感じたんだけれども、どうですか。今の議事録を含めて、お渡しをするようなことで、ご理解が頂ければいいのかなと思ったんですけど、いかがでしょう。（発言する者あり）

それも含めて、じゃあ、部長に答弁させましょうか。（発言する者多数あり）それじゃあ、その辺も含めて、今の、私の今まとめたことを含めて、受け止めますとか、言っていたら、まともりますから。

○印出井環境まちづくり部長 今日、様々ご意見を頂きました。制度的なこと、それから、住宅課におけるこの制度の運用、要は、5年というのが単なる期間じゃなくて、その間にしっかりフォローをして、居住を支援していくとか、そういったことも含めて、総合的に対応できるように、制度的な研究も含めて、我々のほう、しっかり取り組んでまいりたいというふうに、委員長のご指摘を踏まえて、しっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 はい。それでは、そういう形で議事録をつけて、陳情者の方には、お返しをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、陳情をこれにて終了いたします。

次に、続きます。報告事項に入ります。

環境まちづくり部の（1）東京河川改修促進連盟第60回総会及び促進大会への参加について、説明を求めます。

○谷田部道路公園課長 それでは、東京河川改修促進連盟第60回総会及び促進大会への参加につきまして、環境まちづくり部資料1でご説明をさせていただきたいと思います。

まず、この連盟の概要でございます。

1番、改めて、ちょっと振り返らせてもらいますと、この連盟の目的でございます。東京都内の河川の氾濫、溢水による災害を防除し、住民の福祉を増進するため、これらの河川改修事業の早期達成を要望し、その実現に協力することを目的としてございます。連盟の沿革としましては、これ、昭和38年10月29日に東京中小河川改修促進連盟として発足してございます。その後、昭和50年7月4日に、現在の名称に改称してございます。加盟団体でございますが、令和4年度現在で、区市町村38団体、そこに記載されているとおりの自治体が加盟されております。連盟の会員でございますが、会員としましては、加盟団体の長及び議会議員の皆様でございます。理事としては、加盟団体の長及び議会の長でございます。役員として、会長1名、副会長3名、会計幹事2名ということで、令和4年度は、輪番制によりまして、千代田区長が会長になってございます。

この令和4年度の総会につきましては、過去2年間、コロナの影響もございまして、書面開催で行っておりますので、3年ぶりに皆さんに参加いただく総会として、今回、第60回の総会を開催する予定でございます。

日時につきましては、令和4年8月9日火曜日、13時から15時で、練馬文化センター、参加人数、約500名ということで、予定してございます。また、来賓の方にいたしましては、国土交通大臣、都知事、都議会議員、国会議員、都議会議員の皆様にご案内をさせていただいております。

千代田区が会長職ということでございまして、第60回の総会及び促進大会への参加をお願いしたいという趣旨でございます。

2番目をご覧いただきたいと思います。この総会の役割分担といたしまして、裏面を見ていただきたいと思いますが、この大会の役割分担がもう既に決まっております。そこに開会のことばかり始まりまして、最後の万歳三唱でございます。こちらの万歳三唱が千代田区議会の桜井議長にお願いをしているところでございます。



表面に戻りまして、千代田区の会員の参加割当人数ということで、区長、それから議長、区議会議員の皆様10名ということで、計12名お願いしたいところでございます。今回、3年ぶりということで、これまで中止をしておりましたが、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の観点から、今年度は、従来の約3分の1の参加者を予定してございます。

お忙しい中、大変恐縮ではございますが、お取り計らいいただけますよう、お願い申し上げます。

ご説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。久しぶりの河川促進大会ということで、ご説明を頂きました。ちょっと調整をまたさせていただいて、事務局とも相談して、できる限り、当委員会が所管でありますから、当委員会を中心にまた相談をさせていただきたいと思っておりますが、今日のところは、ご説明いただいたということで、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。では、この件を終了いたします。

次に、（2）地区計画の見直し方針の検討状況について、理事者から説明を求めます。

○前田景観・都市計画課長 それでは、地区計画の見直し方針の検討状況につきまして、ご報告を申し上げます。

こちらにつきましては、昨年10月からこの間、検討状況をご説明、ご報告をさせていただいているところでございます。本日も、前回に引き続きまして、検討状況を、環境まちづくり部資料2に基づきましてご報告をさせていただきたいと存じます。

それでは、資料2の項番1をご覧ください。方針策定の背景は、記載のとおりでございます。

項番2でございますけれども、（1）第4回の検討部会を4月26日に、裏面をご覧くださいまして、（2）といたしまして、第5回の検討部会を6月24日に開催をしたところでございます。

お手元に、参考資料ということで、第5回の検討部会の当日資料をおつけさせていただいてございます。こちらは、第4回の議論、ご意見の内容を反映しまして、素案レベルで、方針を整理したものとなっております。その上で、内容について、ご議論を賜ったところでございます。

資料、環境まちづくり部資料2の③といたしまして、検討部会における主な意見を記載させていただいてございますが、この部分のご説明の前に、大変恐縮ではございますが、見直し方針の中身、素案レベルでまとめてございますので、こちらにつきまして、ご案内をさせていただければと思います。

大変恐縮ですが、参考資料の中の冊子になっている資料2、ご用意いただいておりますでしょうか。ボリュームがございますので、大変恐縮ではございますけれども、ポイントを絞って、ご説明をさせていただければと存じます。

まず、おめぐりいただきまして、目次の部分でございます。構成のところ、変更ございませんけれども、全体の構成をちょっと振り返りをさせていただければと存じます。本編、第4章ということで構成をさせていただいてございます。

1章では、見直し方針の概要といたしまして、背景、千代田区のまちづくりの体系や経緯、見直しの必要性、方針の意義、位置づけを整理してございます。

第2章では、効果検証、課題整理といたしまして、既存の地区計画において、三つの柱をもって検証していくというものでございます。地区計画ということで、一つは用途誘導、二つ目に地区施設の創出状況、定量的な部分でございます。三つ目に、目標の進捗ということで、定性的な部分となるところではございますが、地区が描く将来像に向かって進めているかといったところを挙げさせていただいております。そして、効果検証のまとめ、今後の視点を整理させていただいております。

第3章では、見直し方針といたしまして、考え方と具体的の方針を整理して、第4章、こちらでは、実現の進め方として、手続関係を整理してございます。

それでは、内容のほう、ちょっとばらばらという形で恐縮ですが、ご案内をさせていただきます。

1ページでは、地区計画の背景、記載をしております。また、図では、これまで41地区に千代田区内、地区計画を定めてきてございますので、その全体図としてお示しをさせていただきます。

おめくりいただきまして、2ページ、こちらでは、地区計画そのものの歴史や概要を整理いたしまして、3ページ、こちらでは、地区計画で定められる内容を記載させていただいております。

おめくりいただきまして、4ページ、こちらは、地区計画の制度の種類、年代と併せて記載をいたしまして、5ページ目では、千代田区で定めている地区計画、種類別に整理をさせていただきます。

また、おめくりいただきまして、6ページ、7ページ、こちらでは、地区計画の具体的な説明、おめくりいただきまして、8ページ、10ページ、こちらでは、まちづくりの体系や経緯をお示ししてございます。

ちょっと飛ぶんですが、11ページ、ご覧いただければよろしいでしょうか。地区計画の見直しの必要性を記載させていただいております。図の部分をご覧いただければと存じますけれども、現在の地区計画から社会、価値観の変化や地区課題の変化、法律、条例、制度等の変化によりまして、随時、見直しを検討していくことが必要だと、その旨を記載させていただいております。

おめくりいただいて、12ページ目でございます。ここでは、見直し方針の意義、位置づけということで、フローチャートをおつけさせていただいております。各地区の地区計画における課題、この間のまちづくりの課題につきまして、地区計画で対応可能なものにつきましては、検証、検討の上、地区計画の見直しや策定、あるいは、維持、運用をしていきたいと思います。地区計画で対応困難な課題につきましては、別制度での対応等を考えていくこととさせていただきます。

13ページ目からは、第2章に入っております。この章では、地区計画の効果検証ということで記載をいたしまして、大変恐縮ですが、35ページまでちょっと飛ばさせていただいて、そのまとめを記載してございますので、ご確認を賜ればというふうに思っています。

35ページ、説明はちょっと大変恐縮ですが、省略をさせていただきます、36ページ目のところ、ここを今後の視点の部分、少しご説明をさせていただければと存じます。今後の視点ということで取りまとめをさせていただきます。こども、図の部分、ご案内させて

いただければと思いますが、意見には、意見、課題、こちらにつきましては、大きく地区住民の観点と社会状況のニーズによる観点があるということで記載をさせていただいてございます。これは、地区による観点といたしましては、広場や緑といったところは、ご意見として出やすいといったことで挙げさせていただいてございます。一方で、脱炭素や環境防災、こういった社会的ニーズ、課題につきましては、ご意見としてはなかなか出づらいつころもあるかなということで、記載をさせていただいてございます。こうしたところは、観点として、行政からも、そういった社会的な観点、検討してはどうかということで、投げかけする場合もあるということで、想定として記載をさせていただいてございます。

そうした両面の観点を、地域の皆様におかれましては、意見、課題整理を頂いて、地区計画で対応可能か、対応困難か、共通認識を図りながら検討を進めていければということと考えてございます。

また、中段下、緑色で囲っている部分でございますけれども、地区計画ごとに個別検証するか、しないか、検証項目を幾つか挙げさせていただいてございます。地区特性に依りまして、各地区の検証事項も異なっていることということで、記載をさせていただいているといったところでございます。

37ページ、ここからが第3章、具体的方針でございます。

おめくりいただきまして、38ページ、ご覧いただきよろしいでしょうか。方針の一つ目でございますけれども、地区特性や目指す将来像に対応した規制、誘導でございます。中段の方針のポイントと書いているところの赤文字部分をご覧いただければと存じますけれども、地区のまちづくりを取り巻く環境や地区計画の進捗等に依りまして、地区計画を柔軟に運用していく重要な方針としてございます。

下の図をご覧いただければと存じます。進捗等によりまして、各地区計画それぞれどうするか、検討をしていただければということで、流れ図をご準備してございます。左から、策定位置と現在、地区のまちづくりを取り巻く環境等によりまして、地区の目標等に変化があるか、ないか、取組の進捗確認、効果検証を地域の皆様をご確認の上、引き続き地区計画の維持、運用を頂くか、見直しを検討いただくか、お考えいただければというふうに考えてございます。

おめくりいただきまして、40ページ、方針の二つ目でございます。ここでは、住機能の量だけでなく、地域の質向上を誘導ということで記載をしてございます。こちらの方針のポイントの、ここでは青文字部分をご覧いただければと存じますけれども、千代田区型の住宅床緩和の取組に際しまして、地区計画策定当時に掲げていた目標に一定程度の成果が見込まれたと。定住人口の回復が図られたといったところがございます。そのため、当時の目標に変化が生まれている地区と、その地区にとりましては、重要な方針ということで、記載をさせていただいてございます。

こちら下の図をご覧いただければと存じます。現在、千代田区の地区計画は2種類となっておりますが、今後は、もう一種類追加をいたしまして、計3種類の運用としてまいりたいということで記載をしてございます。地域の質向上のために、地域課題の解決のために、高度利用型と街並み誘導型を組み合わせたメニュー、こちらを準備していくということとさせていただいてございます。

続きまして、42ページ目以降は、この高度利用型の地区計画等、参考事例をおつけを

させていただいているところでございます。

おめくりいただきまして、48ページ、方針の三つ目でございます。地区に関わる多様な人の意見集約といったことを記載させていただいております。ここも、中段の方針のポイント、ここでは④のところでございますけれども、緑文字で記載をしております。法定手続の前に、地区の皆様の幅広い意見、多様な要望を集約しまして、地区計画制度の検討を進めるための重要な方針としてございます。

こちらも下の図をご覧くださいいただければと存じます。地区の幅広い意見、多様な要望の意見集約といったことで、その意見を聞く手法とまちづくりの専門家による支援も、それらも実施していくといったことで、記載をさせていただいております。

続いて、おめくりいただいて、第4章、51ページでございます。ここでは、実現への進め方といたしまして、五つのステップで整理をしております。検討フロー図として、お示しをさせていただいております。ステップ1として、議論の立ち上げから問題点、課題の整理、将来像の共有、内容の検討、意見集約まで、地域におきまして、行っていきましょうということしております。

右側の青のところでは、行政として、それらを支援していくこと、そして、このステップは赤枠、点線で囲ってございますけれども、法定手続の前にこれらをしっかり行っていきましょう。その上で、都市計画手続に図ることということで、整理をさせていただいております。

52ページ目以降では、そのステップの詳細をおつけをさせていただいております。

ページ飛びまして、57ページ、お開きいただいてよろしいでしょうか。今のところと少し重なりますけれども、地区計画策定までのフローをおつけさせていただいております。

続いて、おめくりいただきまして、58ページ、59ページでございます。ここでは、都市計画の法体系といたしまして、地区計画はどのような手続をもって策定することができるのかといったところを改めて記載をさせていただいております。具体的には、都市計画法の第16条の第2項であったり、16条の3、都市計画提案ということで、第21条の2と、そういったこともございますので、そういったところもお示しをさせていただいております。

61ページ、最後に、総括といたしまして、今回の見直し方針の全体が把握できるものとして整理をさせていただいております。

それでは、大変恐縮でございますけれども、資料2にお戻りいただいてよろしいでしょうか。

項番2の(1)の③主な意見のところからご説明をさせていただきたいと思いますが、ここも、大変恐縮ですが、一部ご説明をさせていただければと存じます。

まず、ウのところをご覧くださいますと、用途誘導(例)の内容を充実すること、どのようなまちになるのか、具体的にイメージをしていただけるようにということで、ご意見を頂戴しております。また、オのところでございますけれども、地区計画の見直しに当たりましては、法定手続の前に、地区の意見を、意見集約を行うことをきちんと示すようにといったことで、ご意見がございました。ケのところでございます。地区計画は、用途地域と比べまして、地権者等の意見が反映されるなど、住民参加の側面が強いと、柔軟に

変更できる特徴も踏まえるようにと、そういった形のご意見がございました。

裏面をご覧くださいよろしいでしょうか。第5回の意見といたしましては、アの部分でございます。方針1、こちらは、冊子の38ページのところ、すみません、恐縮ですが、38ページのところになるんですけども、先ほど、見直しに当たっての流れ図のところをご案内させていただきましたが、この図の中で、進捗確認と効果検証を行いということで、いろいろ記載があるんですが、課題があった場合に、地区計画を見直すということで記載があるけれども、課題があっても、地区計画の見直しまでには至らないといったものもあるでしょう。ついては、「地区計画の見直しの検討等」に表現を変更したほうがいいんじゃないかということで、ご意見も頂戴してございます。そういった、まだ反映はされていないといったところでございます。

続きまして、力をご覧くださいければと思います。あ、すみません。戻っていただきまして、レジユメの力の部分でございます。運営に係るご意見を頂戴してございます。地区計画といたしましては、ハード面での対応は可能であるけれども、ソフト面につきましては対応ができないと。賑わいづくりのための空間整備は都市計画で行うものの、賑わいの創出自体はその空間を活用する方々が主体的に取り組む内容であることを明確にする必要があるのではないかと、ご意見を頂戴してございます。

また、キの部分でございます。千代田区型地区計画に係るところで、夜間人口を増やしてきたと。その上で、社会情勢的な部分ともなりますけれども、今後も、世帯の細分化、外国人居住者等の回復等によりまして、世帯数の増加が予想されていると。そのため、世帯数に係る千代田区型地区計画の需要は、今後も少なくないということは踏まえておいたほうがいいということで、ご意見を頂戴してございます。

最後に、項番3のスケジュールでございます。これまでもご報告をさせていただいていましたが、検討期間を延長し、取り組んでまいったところでございます。今後は、今月下旬の都市計画審議会、こちらに報告をいたしまして、ご議論、ご検討いただいて、その後、パブリックコメントということで実施をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以降、記載のスケジュールにて進めてまいりたいというふうに考えてございます。

長くなって恐縮でございます。ご説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ちょっとボリュームがありましたけれども、ご説明を頂きました。

今日のところで、お気づきの点といっても、なかなか、これ、ボリュームがあるからね。これ、スケジュール感もあるんですけど、議会との関係はどういうふうに思っているの。委員会との関係ね。

○前田景観・都市計画課長 この具体の取組についてでございますけれども、この方針ができた後に、各地区計画のところでは、それぞれ検討がより深度化されていくのではないかとこのように考えてございます。そういった各地区の地区計画の変更の取組につきましては、この委員会になるのか、あるいは、別の特別委員会になるのかというところはありませんけれども、そういったところでも、変更につきましては、ご案内をさせていただくといったところでございます。また、都市計画審議会等におきまして、実際の地区計画の見直し変更が行われる際には、ご報告を差し上げるといった形で進めていくものというふうに認識をしてございます。

○嶋崎委員長 特別委員会というのは、環境・まちづくり（特別委員会）との関係だよな。

○前田景観・都市計画課長 はい。

○嶋崎委員長 分かりました。

今日、ボリューム的には、それぞれやっぱり気になるのは、各地区の地域のことだろうと思うんで、取りあえず、今日のところで、全体的なところで何かお気づきの点があれば、伺いますけれども、執行機関のほうから今も各地区のという話もあったし、特別委員会との関係もあるんで、特別委員会の委員長ともちょっと話をして、どういうふうなすみ分けにするか、どういうふうな議論のやり方にするか。全く触っていませんから、いかがでしょう。そんな、次回、次々回ぐらいのところで、また正副でも打合せをしながら、お示しをしたいと思うんですけども、よろしければ、今日のところはもう、この程度ということですけども、何かお気づきな点があれば、ご指摘を頂きたい。（「なし」と呼ぶ者あり）

岩田委員。

○岩田委員 冊子の40ページの、ちょっとここ、気になっちゃいますね。一番下の図の、今後の方針で、高度利用型、街並み誘導型って、また高いものがどんどん建っていくのかなと。もうそろそろそういうのはいいんじゃないのかなというふうに思っているんですけど、やっぱりこれからもどんどんどんどん高いものが建っていくという方針なんですかね。

○前田景観・都市計画課長 ここでいう高度利用型というところ、高さにちょっと直結している、高さの部分はもしかしたら絡むのかもしれませんが、基本的には、高度利用型ということで、高度利用をしていきたいと思いますという形の地区計画となっております。現在、住宅床、こちらに対して緩和があるところ、それらが一定程度もう達成できたということであれば、次の課題に対して、高度利用する上で、何か容積的なところになりますか、フォローすることができるか、できないか、そういったところで記載をさせていただいてございます。実際には、生活利便施設等といった形の取扱いが地域課題としては順当ではないかというところを考えているところでございます。

○岩田委員 もう私の近隣の学校では、教室も足りないぐらい子どもたちが増え、さらには、今はもうコロナで、コロナもあり、この不景気もあり、ビルが埋まらないで、結構空いているなんていうようなこともあるのに、それでもまだまだ高度利用という、どんどんどんどん高く考えている感じですか。

○前田景観・都市計画課長 ただいま岩田委員からご指摘を頂戴したところでございますけれども、まさしく、これまでのように、人口回復といったところに主眼を置いていくかといったところから、かじを切ってまいりたいというところで、今回、こういったご提案をさせていただいてございます。このままという形でありますと、千代田区型地区計画をこれまた推進していくという形になりますので、そうすると、一定程度、住宅、床に対しての緩和がなされていくといったところで、先ほど岩田委員からお示しがあったようなところがさらにまた増えていくといったところがあるのかなというふうに思います。そういったところが、一定程度、回復されたということであれば、違う地域課題のところに着目をしてといったところの取組がなされていくものだというふうに認識してございます。

また、少しエリア的な話になるかもしれませんが、この千代田区型地区計画に対しての、まずは、私どもとしては、アプローチをかけていきたいというふうに思っておりますので、エリアとしては、神田のほうで、こういった地区計画を考えていく、見直していくべきではないかというところで、アプローチをしていくといったところになるというふうに

認識をしてございます。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 これは、ボリュームがありますので、ここだけではなかなかというところがありますけれども、神田における地区計画に関しては、最初に、岩本町東神田が進むときに、大変な署名が起きて、やめてくれというのがあったんですけども、進めたと。今、結果を見ると、もちろんいいこともあったとは思いますが、商業地域でありながら、ほとんど住宅街になってしまったという、このバランスを欠いてしまった問題というのがあって、この見直しに際して、やっぱり後悔しないように、本当にビジュアルに分かりやすく、メリット、デメリットを先に予知できるようにしたほうがいいだろうと思うんです。

で、51ページのところに、実現の進め方というふうにありますけれども、ここのところで、今、もう単発で聞いたことですので単発に申し上げますと、例えば一つは、専門家の選定というところがありますけれども、そこは当然いろんなこういうタイプで行きたい、こういうタイプ、いろんな住民側の思いがあると思うんですけども、建設的な意見のぶつかり合いになったほうがいいと思うので、そういった専門家を選ぶときに、選べると。双方ね。双方と言ったらなんですけども、うんと高いものを建てたいという人と、いや、商店街が続いたほうがいいよねとかいう、そういう専門家選定において選べるようにしたらどうかというのが1点。

一応まとめて言っちゃいますね。それと、参加型でやるときに都市計画が一番難しいのは、ビジュアルなイメージが湧かないという問題がありまして、そこを行政側も戦略的に出さないということもありまして、そこが非常に問題点が多いので、やはり模型を作ったり、何でしょうね、コンピュータシミュレーションができたり、やっぱり狭い道のところに高いものが建てば、この本の中にも書いてありましたけれども、物すごく暗くて閉塞感が出てきてしまう。それもやっぱりこれ以上砂漠化して太陽のないまちになっちゃうと大変なので、分かるようにしたほうがいいんじゃないかということが2点。

それからもう一点が、都市計画に入ってから原案（案）というふうになるんですけども、やっぱり素案なりたたき台というものを事前に皆でイメージできるといいだろうということについてはどういうふうになっているのか、まとめてご答弁を頂きたいと思います。

○前田景観・都市計画課長 3点ご意見を頂戴いたしました。

まず1点目のところでは、専門家のところでご意見を頂いたというふうに認識をしてございます。今、小枝委員から頂きましたとおり、専門家につきましては、一定程度参加者の皆様からご推薦を頂くといったやり方もあるのかなというふうに思っております。それが一つの手法かなと。一方で、どういった先生方を選ぼうかといったところからというところも地区としてあるのかなというふうに思いますので、一方では区のほうでも一定程度リストじゃないですけども、ご用意するほうが親切かなというふうに思っております。なので、できる限り地域にとってやりやすい形の専門家との議論ができるような形のものとして、今後、整理をしてまいりたいなというふうに考えてございます。

2点目、参加型のところで、ビジュアル化をするようにといったところでご意見を頂戴してございます。そこから先は各地区計画の見直し検討の中でという話になるかもしれませんが、おっしゃるとおり、情報を可視化していくといったところ、イメージを可視化し

ていくといったところは、共通の認識を図る上では重要なところかなというふうに思っています。一方で、そちらにかかる時間であったり経費、そういった課題もあるのかなというふうに認識をさせていただきます。いずれにいたしましても、地域の中でより検討しやすいような形の手法を、こういった手法を取り入れるのかというところは選択肢としてお示しをさせていただきます、区としてどこまで支援ができるのかというところはありますけれども、検討させていただければというふうに存じます。

3点目のところでは、手続のところでも頂きました。こちらはもう記載のとおりというところでございますが、法定手続に入る前段階で、区のほうとしてそのたたくための案と一緒におつくりをするといった形で考えてございます。51ページ目のところにありますように、まず法の16条の2ということで、下のほうの手続が法定手続としてフロー図であるんですけども、その前段階から地域の中で議論をして、一定程度の案を意見集約していきましようということで記載をさせていただいてございます。

○小枝委員 一個一個はやりませんが、専門家のところはリストの中からというふうになると、今でもそれはまちみらいのほうでやっているわけなので、それだけだとやっぱり千代田区が抱えている問題というのはかなり多様で困難なことも多いですので、もっと行政が把握している中だけじゃないところからというのでも検討してほしいなというふうに思います。

まとめて言いますと、それと住民の勉強会とかが固まってある場合には、これからパブリックコメントをやっちゃうというので、これについて勉強会をしたいよということであれば、来ていただいて、講師というか、意見を聞いたりというようなことが、課長の体は一つですけどもできるのかどうか。やっぱりそういうプロセスがすごく大事だと思いますので、そういった議論の場に様々なところに決まる前に参加していただいて意見を出していただくということが大事じゃないかなと。オープンハウスをやられたけれど、やっぱりオープンハウスって、うまく、何というか、意見が、何というか、つながらないところもあるので、その辺のところを出てきていただけるのかどうかということも伺っておきたいと思います。

○前田景観・都市計画課長 2点ご意見を頂戴してございます。1点目のリストのところ、すみません、私のご説明が不十分で恐縮でございます。今ご案内いただきましたとおり、リスト以外にも地域の方がこういう先生がいいといったところであれば、そういった方々を推薦できる段も一つの手法だというふうに認識してございますので、そういった取扱いについても検討していくと。あとは、その専門的な部分を専門家として呼ぶのか、あるいはファシリテーターとしての機能をお願いするのか、やり方は幾つかあるかというふうに思います。地域の中が議論しやすいようにというところではそのような形を考えているということでご答弁を申し上げたところでございます。

もう一点、具体的なご案内を私のほうから足を運んでといったところでご意見を頂戴してございます。地域の中でこの中身について疑問点とかあれば、もちろん私のほうでもご案内させていただきますが、その前段として、以前、この後にご説明しますけれども、開催した説明会につきましては、あくまで地区計画の説明会と、制度の説明会を開催したところでございます。こちらに関しましては各地区の中でこれから検討するといったところでございますけれども、それとは別に、パブリックコメントと一緒にこの説明会も別途開



催していこうというふうに今検討してございます。広く、まだ全体方針といいながらも各地区の中でより検討していただきたいというところは変わってございませんので、私どものほうとしても別途説明会を設けて、地域のほうにご案内を差し上げたいというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 ほかに。

○大串副委員長 地区計画の変更に関する手続を、51ページ以降、詳しく書いていただきました。また、地区計画を新たに定める場合もこの手続を踏むんだよというようなことで書いてあります。で、千代田区としては、今までの議論もありますけれども、極めて手続を定めるものがなかった。けども、今回これはこういう手続、まちづくりについてはこういう手続を踏むんですよ、こういうステップを踏んでくださいよということでは非常に私はいいものができるかなと思うんですけど、これは地区計画とか地区計画の見直しに限らず、各地域で行うまちづくり構想だとか、まちづくりガイドラインをつくるだとか、そういったものにもこの手続は必要なんだと、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○前田景観・都市計画課長 ただいま大串副委員長のほうからまちづくり全体に係る合意形成についてのご意見を頂戴したというふうに認識してございます。今回は地区計画に特化してといったところで整理をしてございます。この後は、先日の企画総務委員会の中でも、私――あ、閉会中ですかね、の中でも、まちづくりのプラットフォームについて考えていくといったところで、今後そういった検討に着手していくところでご案内をさせていただきました。そちらにつきましては、まちづくり、それこそ構想であるとかガイドライン、そういったところに係る合意形成について整理をしていくものだというふうに認識をしてございます。したがって、こういったものが必要だという認識の下、まちづくりに関わるそういった合意形成に関わるものとして、今後まちづくりのプラットフォームとして整理をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○大串副委員長 ぜひよろしくお願ひします。あくまでも都市計画法の16条、17条というのは手続上の最低限の行わなければいけないルールです。で、その前に前段階としてしっかりと住民合意のための適正な手続をルールとして、またはプラットフォームと言いましたけれども、そういう千代田区としてのしっかりした手続を定めていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○前田景観・都市計画課長 ただいまのご意見、深く受け止めまして、今後プラットフォームを検討する上では、地域の中がしっかりと議論をしてまちづくりを考えていく。地区計画に際しましても、地区計画の手続に入る前段階から地域の中でしっかりと議論ができると、そういった形でまちづくりを進めていけるような形で、私どもとして資料整理も含めて準備をしていきたいというふうに考えてございます。

○大串副委員長 はい。いいです。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。では、また、引き続き進捗等々あれば当委員会にご報告を頂くこと

と、環まち（特別）の委員長ともまた相談をしておきますので、またご報告を申し上げます。この件は終わらせていただきます。

次に（3）地区計画制度の説明会・オープンハウスの実施状況について、説明を頂きます。

○前田景観・都市計画課長 それでは、地区計画制度の説明会・オープンハウスの実施状況につきましてご報告をさせていただきます。

環境まちづくり部資料3-1の項番1をご覧いただいでよろしいでしょうか。本件、7月25日の当委員会におきまして、開催のご報告をさせていただいたところでございます。

実際に地区計画の制度について6月1日から3日までの3日間、万世橋出張所、麴町出張所、区役所の区民ホールにて開催をしたといったところでございます。

項番2の内容でございます。各会場におきまして、オープンハウスとして、10時から19時の間、開場をいたしました、また、この時間内に、午前11時と午後3時の、1日当たり2回、説明会も開催をしたところでございます。

項番3、各会場の来場者でございます。万世橋出張所では35名来場者がいらっしゃいまして、そのうち説明会の参加者が26名でございます。麴町出張所につきましては、来場者数37名、説明会参加者が28名、区役所につきましては、来場者が48名、説明会参加者は25名といったところでございます。合計といたしまして120名の来場を頂きまして、説明会参加者はそのうち79名といったところでございました。

アンケートの主な意見ということで、項番4、ご準備をさせていただいております。一部ご説明をさせていただきます。

上からポチの3点目、4点目のところをご覧いただければと存じます。ここでは、賛否両論の意見を交換して、意見を深めていくと。賛成・反対の立場の区民に折り合いをつける時間を取るべきと。地区計画制度の中のご案内でございますけれども、まちづくり、地区計画についての合意形成に関するご意見がございました。先ほどのご説明、ご報告、見直し方針の中でも触れましたけれども、こうした意見をどう集約していくかということ、改めまして、法の手続に入る前段階から行うことができるといふふうに考えてございます。

別紙で、まちづくり資料3-2といたしまして、アンケート結果もおつけをさせていただいております。大変恐縮でございますが、参考としてご活用を頂きまして、個別のご説明は割愛をさせていただければと存じます。

ご報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ご説明を頂きました。オープンハウスの件、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この件を終わらせていただきます。

次に、政策経営部に入ります。

（1）国土強靱化地域計画の策定について、理事者から説明を求めます。

○千賀災害対策・危機管理課長 では、政策経営部資料1、国土強靱化地域計画の策定についてご説明いたします。

こちら国土強靱化地域計画、この経緯でございますが、東日本大震災など未曾有の大災

害の経験を経まして、主に事前の備えや発災後の速やかな復旧に関する取組を体系化することで、被害の軽減化のための事前防災や減災に資することを目的に、平成25年「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」、いわゆる国土強靱化基本法が制定されたという経緯がございます。

この法律に基づきまして、国においては国土強靱化基本計画を、さらに都道府県及び区市町村、各自治体においてはその自治体における国土強靱化地域計画を策定することができるものとされたものでございます。

こちら計画の内容でございますが、当該の自治体内における災害に対する事前の備えと減災の取組を体系的に示すもので、基本的な体系などは国において示されており、その体系に沿って各自治体の取組を整理し記載していくという形になっております。

具体的には、平時から事前対策に重点を置いて、自然災害が発生した際のリスクを明らかにすると。その上で最悪の事態に陥らないための取組を体系化するというところでございまして、四つの基本目標がございます。それを実現するための八つの推進目標ということが、これに基づいておおむね記述されるという形になります。

なお、本計画につきましては、同様に体系化されている、国、都の計画との一定の調和を図る一方、区としては防災に関する根幹となります計画、これは地域防災計画がございまして、相互の計画が密接に連携するものとして検討していくものでございます。

続きまして、資料の2及び3、検討体制等及びスケジュールでございますが、現在、所管内でそういった情報の整理などを進めておりまして、今後7月に庁内検討会を立ち上げ素案の作成に進んでいく予定でございます。その後、各関係所管及び検討会において検討を進め、おおむね来年1月頃には素案作成を予定しております。さらにその素案に基づきましてパブリックコメントを経まして、年度内において計画策定予定ということになっております。本日はそういうスタートのご案内ということでございます。

説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。この件いかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この件につきましては国土強靱化策定については終了いたします。

以上で日程2、報告事項を終了いたします。

日程3、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

執行機関は。

○前田景観・都市計画課長 都市計画審議会の開催につきましてご案内を申し上げます。

7月26日火曜日の午後2時から、当委員会室におきまして都市計画審議会を開催させていただきます。案件といたしましては3件、新規案件としまして富士見二丁目3番地区第一種市街地再開発事業の決定、こちらが新規案件で1件でございます。報告案件としまして、常盤橋駐車場の変更についてと地区計画の見直し方針、こちらの2件につきましてご報告をする予定でございます。

以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

○緒方住宅課長 神田神保町二丁目40番地でございます、ひまわり館の住宅棟エレベーター改修工事についてご報告いたします。

昨年の7月にエレベーターが突然使用できなくなりまして、都議会議員選挙の前日だったこともありまして、住民の皆様大変ご心配とご迷惑をかけました。停止期間の説明などを含めまして、一戸一戸訪問し、謝罪をさせていただいたところでございます。今年度は予算もご議決賜りましたので、早急に対応すべくエレベーターの改修工事を実施するということになりました。

もともと、今年度は外壁改修工事が予定されておりましたので、外壁の改修工事と合わせてエレベーター改修工事の工事説明会を、去る6月17日、施設経営課と合同で実施いたしました。その際、居住者の皆様から事前アンケートを取っておりまして、その回答も丁寧に行わせていただきました。

工事の期間は10月の4日から11月11日の39日間、そのうちエレベーターが完全に停止する期間は10月の18日から11月7日の21日間で、それ以外の18日間は作業が終了する18時から翌朝始まるまでの翌朝9時半までの夜間と早朝はエレベーターが稼働いたします。

使えなくなる間の対応といたしましては、生活サポート支援と申しまして、階段に階段昇降機というものを設置いたしまして、そこに人員も配置いたしまして、昇降の補助をいたします。また、ごみ出し支援も行いまして、玄関の前に出しておいていただければ、ごみ出しはいたします。次に、買物代行業務といたしまして、お金を預かって、欲しいものの買物を代行するという業務を行います。また、次に、住宅使用料の減額。こちら、千代田区営住宅条例の施行規則にございまして、一部使用不能のときは使用料5割額の範囲内において減額できるというものがございますので、こちらを適用しようと考えてございます。

報告は以上です。

○嶋崎委員長 はい。ご説明を頂きました。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。では、終了いたします。

まだありますか。

○夏目企画課長 それでは、私のほうから、（仮称）第4次基本構想の懇談会の開催予定日と構想のたたき台に対する意見募集について、口頭にてお知らせいたします。

初めに、基本構想懇談会についてですが、初回の全体会を7月の25日月曜日18時から、それから部会を同じ週の28日木曜日18時から、いずれも区役所4階の会議室のほうで開催いたします。

2点目ですが、以前ご報告いたしました構想のたたき台への意見募集、こちらを、7月20日から8月19日までの間、実施いたします。いずれの案件につきましても、今月2

〇日号の広報に掲載されますので、後日ご確認いただければと思います。なお、懇談会での検討状況等につきましては、別途またこの場でご説明させていただきたいと思います。

私からは以上です。

〇嶋崎委員長 はい。この件よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇嶋崎委員長 はい、どうぞ。

〇大森施設経営課長 区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事について口頭でご報告させていただきます。

お茶小の改築工事については、昨年の4定で地中障害やアスベストの影響などによる工期延長と費用増額の契約変更についてご審議いただき、ご議決を賜ったところでございます。その際、遮水性地中山留壁の内側に一部取り残した地中障害の解体・撤去について、令和4年に改めて工期延長などに関して契約変更させていただく旨のご説明をさせていただきました。その後の工事の進捗の中で、新たにくい工事で地中障害などが発生しましたが、取り残した地中障害の解体・撤去を含めて、先月6月で、外構周りを除き、地下掘削の作業が全て完了いたしました。今般の取り残した地中障害の撤去工事に伴う工期延長と工事費の増などについては、詳細を詰めて、確定しましたら、改めて当委員会にご報告させていただきます、契約変更などの必要な手続を取らせていただきたいと思いますと考えております。

また、工事施工者からは、工事請負契約書の24条6項に基づく賃金や資材などの急激な変動への対応、いわゆるインフレスライド条項の特例措置の適用を請求予定であるとの意向を伺っております。こちらも、詳細が決まり次第、改めてご報告し、ご審議をお願いしたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

ご報告は以上です。

〇嶋崎委員長 はい。報告を頂きました。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇嶋崎委員長 はい。ご協力を頂きまして、ありがとうございました。

最後に、日程4、閉会中の特定事件継続調査事項につきましては、閉会中といえども当委員会が開催できるよう、議長に申し入れたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇嶋崎委員長 はい。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。お疲れさまでした。

午後4時31分閉会